

第4回北区立中学校部活動地域連携検討会議 次第

令和7年2月27日（木）

18:30～

北とぴあ スカイホール

開会

1. パブリックコメント実施結果について

(1) 主なご意見について

(2) 計画（案）の修正箇所について

2. 計画の策定までのスケジュールについて

令和7年3月19日 パブリックコメント実施結果を公表

26日 教育委員会に「北区立中学校部活動地域展開等推進計画」を付議
（議決を経て策定）

3. 令和7年度の予定

4. その他報告事項

閉会

（配布資料）

- ・（資料1）「北区立中学校部活動地域展開等推進計画」の計画（案）に関するパブリックコメント実施結果
- ・（資料2）「北区立中学校部活動地域展開等推進計画」の計画（案）パブリックコメント実施時点からの修正箇所一覧
- ・（資料3）「北区立中学校部活動地域展開等推進計画」（最終案）

「北区立中学校部活動地域展開等推進計画」の計画（案）に関するパブリックコメント実施結果

1. パブリックコメントの概要

- (1) 意見募集期間：令和6年12月10日（火）～令和7年1月15日（水）
- (2) 意見提出者数：44名（内訳：北区公式ホームページ43名、窓口1名）
- (3) 意見総数：123件 ※類似意見はまとめています。
- (4) 周知方法：北区ニュース（12月10日号）、北区ホームページ、北区SNS
- (5) 閲覧場所：教育政策課、区政資料室、地域振興室、図書館、北区ホームページ

2. 提出された意見の要旨及びそれに対する区の考え方

(1) 計画全体について

| No | 意見（要旨） | 件数 | 区の考え方 |
|----|--|----|--|
| 1 | この計画が一言でいうと何なのかについて、冒頭部分で説明したほうがよいと思う。 | 1 | ご意見を踏まえて、追記します。 |
| 2 | <p>「地域連携」と「地域移行」とを区別しないことに反対します。部活動が、生徒の学習意欲、責任感、連帯感等の向上に資するものだという点は、たしかに地域連携（学校主体）であっても地域移行（地域主体）であっても変わるところはない。しかし、学校・教員の関与の度合という点では両者は大きく異なる。この計画は、部活動を行う中学生の成長のみを目的としたものではなく、教員の負担軽減も主要な目的の一つであるはず。</p> <p>しかし、地域連携（学校主体）と地域移行（地域主体）との区別を曖昧にしておくと、地域移行（地域主体）における教員らの関与や責任の度合いも曖昧になってしまう恐れがある。</p> <p>なお、「地域連携」「地域移行」という用語はわかりづらいので、「学校主体の部活動」と「地域主体の部活動」という用語を使って区分したほうがよいと思う。</p> | 7 | 令和6年12月10日のスポーツ庁と文化庁の有識者会議で示された方針に従い、「地域移行」に該当する部分については「地域展開」と変更し、「地域連携」と「地域展開」をまとめて指し示す場合には「地域展開等」と修正します。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 3 | <p>表紙の裏。地域連携（学校主体）と地域移行（地域主体）と区別しないというのであっても記載の修正が必要と思う。</p> <p>「部活動は、教育課程外の課外活動であるものの。」との部分。この記載自体が正しいことは承知しているが、それに続く「区や学校と連携しながら進めていくことが大切である」という記載とは整合的ではない。というのも、「教育課程外であればそもそも学校は関係ないはず」とも解釈できてしまう。</p> <p>そこで、「部活動は区や学校とが連携しながら進めていくことが大切であり、学校が主体化か地域が主体かをあえて区別する必要はないことから、北区では、いずれも「地域連携」と呼ぶこととします。」としてはどうか。</p> | 1 | No.2 記載のとおり修正します。 |
| 4 | <p>「地域連携」を北区の定義にそって解釈すると、「北区立中学校部活動地域連携推進計画」というタイトルが不適切である。というのも、北区の定義では「地域連携」は学校主体の部活動も含む概念であるはずだが、活動時間や運営経費などの項目に関し、地域主体の部活についてしか記載していない。</p> <p>「地域連携」が学校部活動も含む概念であり、この計画のタイトルも「北区立中学校部活動地域連携推進計画」であるのだから、活動時間や運営経費などの項目に関し、地域主体の部活動のみならず学校主体の部活動についても記載がなければならないはず。</p> | 1 | No.2 記載のとおり修正します。 |
| 5 | <p>「部活動とはそもそも何なのか」という点や、法令や教育指導要領上の部活動の位置付けについての記載が曖昧である。</p> <p>そこで、「学習指導要領では、部活動を学校教育の一環であるとして、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものとしています。つまり、すべての生徒に参加が義務付けられているわけではありませんが、学校が行う教育活動の一環です。北区では、この計画で示すように、部活動を学校主体のものとして地域主体のものとして分けていく予定です。学校主体の部活動については今後も学校が行う教育活動の一環です。」といった記載をしてほしい。</p> | 1 | <p>本計画では、「第2章 北区の現状と課題 3.学校の部活動を取り巻く現況」において部活動の位置づけを記載しており、「第4章 事業展開」の冒頭にて学校主体と地域主体の部活動を実施する旨記載しており、ご意見の視点は包含されているものと考えています。</p> <p>また、現在、学習指導要領の位置付けについては、スポーツ庁と文化庁の「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議（12月10日）第二回」において、議論が開始され、これから議論を深めていくと認識しています。この議論の結果は本計画に反映はできませんが、今後も国の動静を注視し、国や東京都の方針を踏まえて、北区の計画を進める必要があると考えています。</p> |
| 6 | <p>小学校、中学校には「義務教育学校」を含むことを注釈などで記した方が良い。</p> | 1 | ご意見を踏まえて、追記します。 |

| | | | |
|---|---|---|--|
| 7 | <p>計画案では、教員負担軽減や丁寧なアンケート調査を通して多様な生徒ニーズに対応することを目指しており、「学校主体」から「地域主体」への明確な方向性が示されていました。さらに、段階的な導入プロセスや外部指導者・地域クラブとの連携ルートを明確に記載することで、「誰が何を担うか」が具体的に示されており、大変素晴らしい内容と感じました。また、安全面や運営経費負担についても言及されている点から、具体的な課題意識をお持ちであることが伝わり、安心して拝見しました。</p> | 1 | <p>持続的かつ発展的な部活動を目指し、計画に基づいた改革の実行に努めてまいります。</p> |
|---|---|---|--|

(2)「第1章 国や東京都の動向」

| No | 意見(要旨) | 件数 | 区の考え方 |
|----|--|----|---|
| 8 | <p>p1、「部活動は、～、教員の献身的な支えにより～」という部分。部活動が学校教育の一環である以上は、部活動指導は教育の職務の一環であると解釈でき、「献身」という表現には違和感がある。献身とは、自分の利益をかえりみずつくすことであり、実態としてこれまでそのように対応してきた教員もいるであろう。ただし、現状の記載のように一般論として記載するのには違和感がある。そこで、「教員らの指導により、～に寄与してきました。」としてはどうか。</p> | 1 | <p>当表現は、国が示す「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」の「学校の働き方改革も考慮した部活動改革の考え方」で示されている表現であり、教員の部活動への課題を示すため記載しています。</p> |
| 9 | <p>p2、「国のガイドライン」とあるが、前段には国のガイドラインが複数掲載されており、どれを指すのか一読してわかりづらい。</p> | 1 | <p>ご意見を踏まえて、追記します。</p> |

(3)「第2章 北区の現状と課題」

| No | 意見(要旨) | 件数 | 区の考え方 |
|----|---|----|------------------------|
| 10 | <p>p4、参加人数の多い部活動について。1位の競技と10位の競技では人数に大きな違いがあると推察され、種目だけでなくできれば人数まで記載してほしい。</p> | 1 | <p>ご意見を踏まえて、追記します。</p> |

| | | | |
|----|--|---|--|
| 11 | <p>「教員の働き方改革」という記載がいくつかあるが、その「教員の働き方改革」についての記載が曖昧。というのも、p5-6 の記載からは、「教員の負担軽減が必要だと北区は考えている」ということは読み取れる。ただ、学習指導要領では部活動は「教育活動の一環」としており、であるならば部活動指導も教員の職務の一環ということになる。</p> <p>たとえば、「学校主体の部活動は教育活動の一環であり、部活指導も教員の職務の一部です。ただ、教員の職務が部活動指導のみではないことは当然ですし、また、部活動指導は教員のみが担うものではありません。このような観点から～北区では令和2年度から部活動指導員を配置し、」といった記述をしてほしい。</p> | 1 | <p>本計画は、「第1章 国や東京都の動向」に記載の国や東京都のガイドライン等に留意しつつ作成しております。平成30(2018)年に国が示した「運動部活動(文化部活動)の在り方に関する総合的なガイドライン」において、教員の過重な時間外労働を改善するための部活動の適正化に向けた方針が掲げられたことから始まり、各ガイドラインや計画において働き方改革を踏まえた部活動改革が示されてきました。本計画においても、これらの動きを前提としていることと、部活動の方向性を示すことが主旨であるため、働き方改革の詳細を記載することは考えておりません。</p> |
| 12 | <p>p8、p9、「※ 進学先を北区立中学校とした回答について、進学先の北区立中学校に希望の部活動がない回答数を抽出しました。」との記載の趣旨が不明。</p> | 1 | <p>該当の項目では、児童が中学校へ進学した後、どの種目が参加したくても参加できなくなるのかを的確に把握するため、進学先の北区立中学校に希望の部活動がない回答数を抽出しました。</p> |
| 13 | <p>p10,11、「※ 現時点で所属する学校にはない種目を抽出しました。」との記載の趣旨が不明。</p> | 1 | <p>該当の項目では、既存の部活動にはないものの合同部活動や地域クラブ活動で参加したい種目を的確に把握するため、現時点で所属する学校にはない種目を抽出しました。</p> |

(4)「第4章 事業展開」(全体)

| No | 意見(要旨) | 件数 | 区の考え方 |
|----|--|----|--|
| 14 | <p>p25の図表中の、「学校主体の部活動」の部分。「教育課程外の学校教育活動」という用語は、説明されなければ理解不能だと思う。「教育課程の外ならそれは学校が行う教育活動の外ってということになるのではないか?」、「学校の教育活動でありながら教育課程には含まれないというのは意味がわからない」と感じるのが通常と思う。そこで、「学校における教育活動の一環として学校の責任下で行われるもの」としてはどうか。</p> | 1 | <p>当表現は、学習指導要領で示されている表現であり、広く使用されているものと認識しています。また、教育課程は授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であり、部活動は授業時数から外れて生徒が自主的・自発的に参加できるものの、学校内で行われる教育活動であることを示すため、当表現を使用しています。</p> |
| 15 | <p>p25の図表中の、「地域主体の部活動」の部分。「一環として、～教育活動して」という記載は少しわかりづらい。そこで、「学校外における社会教育活動として地域クラブ主導でおこなわれるもの」としてはどうか。</p> | 1 | <p>分かりやすい文章に修正します。</p> |
| 16 | <p>学校主体であっても地域主体であっても、退部は生徒(保護者)の判断でいつでも自由に行えることをこの計画に明記してほしい。また、退部後に別の部やチームに加入することに何らの制限がないこともこの計画に明記してほしい。</p> | 1 | <p>部活動が生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることは学習指導要領解説(令和6年12月25日一部改訂)に記載されておりますので本計画に記載することは考えておりません。</p> |

| | | | |
|----|--|---|---|
| 17 | 学校主体であっても地域主体であっても、部やチームの移籍や移籍後の活動に制限はないことを明確に明記してほしい。 | 1 | No.16 記載と同様です。 |
| 18 | 学校主体であっても地域主体であっても、部活動は、「生徒が自主的、自発的に参加し行われる」ものであるから、入部を強制されないのは当然として、既に入部している部の活動であっても、生徒（保護者）には練習や大会に参加しない権利があることを明記するべき。 | 1 | No.16 記載と同様です。 |
| 19 | 地域主体の部活動における参加者（保護者）の費用負担についての記載がいくつかある一方で、学校主体の部活動における費用負担についての記載がないのが不十分であると思う。 | 1 | 学校主体の部活動における参加者（保護者）の費用負担については、各学校の判断によるものであるため、本計画では記載しておりません。 |

(5)「第4章 事業展開 2. 部活動指導補助員の拡充」

| No | 意見（要旨） | 件数 | 区の考え方 |
|----|--|----|---|
| 20 | p26 の部活動指導補助員についての記載。「部活動の実施には顧問教員の関与が一定程度残る」ということは、「顧問教員＋部活動指導補助員」は可能だか「部活動指導員＋部活動指導補助員」ではだめだという解釈か。そうであれば、部活動補助指導員の権限を増やし、「部活動指導員＋部活動指導補助員」という体制でも活動可能な制度としてほしい。 | 1 | 部活動指導員は校外活動の際の引率をはじめ顧問教員がいなくても活動できるので「部活動指導員と部活動指導補助員」で活動することができます。 |

(6)「第4章 事業展開 3. 合同部活動の実施」

| No | 意見（要旨） | 件数 | 区の考え方 |
|----|---|----|--|
| 21 | p27 の合同部活動について。「区内に同様の事情を抱える中学校の部活動については、合同で部活動を実施できる体制を整備し」とある。この記載を素直に読めば、部員3名のA 中学野球部は、部員5名のB 中学野球部とは合同活動できるが、部員30名のC 中学野球部とは合同活動できないことになる。つまり、人数の足りない学校が1校しかないと合同部活動が実施できないことになる。 そこで、必ずしも「同様の事情」を抱えていなくとも合同部活動を行える記載とするべき。たとえば、上の例で、A 中学とB 中学で合同部活が行えるだけでなく、A 中学がC 中学に交じって練習したり、C 中学の部員の内の一部だけがA 中学に交じって練習することも可能とするべき。 | 1 | 部員数が競技実施に必要な定員に達していない部活動をもつ学校のみを合同部活動の構成対象とすることは想定していません。誤認を招かぬよう一部表現を修正します。 |

(7)「第4章 事業展開 4. 地域クラブ活動の導入」(全体)

| No | 意見(要旨) | 件数 | 区の考え方 |
|----|--|----|---|
| 22 | 地域移行(地域主体)の部活動で発生した事故については、学校・教員が対応するのではなく、学校以外の部署や警察が対応する旨をこの計画に明記してほしい。 | 1 | 本計画では、「(5)運営主体」の団体の管理責任の記載において、ご意見の視点は含まれているものと考えています。 |
| 23 | 地域移行(地域主体)の部活動の競技結果は学校の成績や内申には反映されない旨を明確に記載すべきである。 学校主体で行われる部活動の取組状況や競技結果は、学校が生徒に対して行う評価に反映されるから、内申書への記載などを通じて進学や就職のプラス材料となり得る。他方、地域移行(地域主体)の部活動は学校外の活動であり、その活動内容や競技結果を学校が正確に把握できるとは限らない。そのため学校が作成する成績表や内申書には反映されず、自己推薦書等を通じて自分自身でアピールすべき事項である。 | 1 | 地域移行(地域主体)部活動の競技結果は、学校部活動と同様に高等学校入学者選抜の可否の判定として成績や内申に反映されることはありません。諸活動の記録として、生徒が中学校3年間どのように取り組んできたのかの事実を記載しています。 この旨は、進路指導において生徒に説明したり、面談時に保護者にお伝えしたりすることで、理解を得るようにしていますので、改めて本計画に記載することは考えておりません。 |
| 24 | 地域移行(地域主体)の部活動の活動中のいじめやハラスメント事案は学校(教育委員会)が対応する案件ではないことを明確に記載すべき。 | 1 | 本計画では、「(5)運営主体」の団体の管理責任の記載において、ご意見の視点は含まれているものと考えています。また、「(6)指導者」において、区からも団体へハラスメント根絶に関する研修受講を義務付けています。 |
| 25 | 学校(教育委員会)と地域クラブとの間での情報共有について、北区のこの計画(案)には記載がなく、国のガイドラインでは不適切な記載がなされているので対応を検討して追記してほしい。 | 1 | 本計画では、「(10)関係者との関係構築」の学校・家庭・地域の相互連携・協働の記載において、ご意見の視点は含まれているものと考えています。 |

(8)「第4章 事業展開 4. 地域クラブ活動の導入 (1) 活動内容」

| No | 意見(要旨) | 件数 | 区の考え方 |
|----|--|----|--|
| 26 | 実施がアンケート調査に基づく順番というのにはいささか疑問を感じます。それは、現在の生徒、保護者を対象として実施されたものだったのではないかと思います。アンケートの結果だけで進めるのではなく、もう少し幅広い視点で検討していただければと思います。 | 1 | 本事業は、第3章1.部活動の地域連携の方向で記載のとおり生徒のニーズに合った活動機会の確保を目指しており、生徒のニーズが高い種目を抽出するためにアンケートを参考にする必要があります。しかし、アンケート結果のみではなく、施設や人材などその他の要因も考慮したうえで決定することを想定しております。 |
| 27 | 令和7年度より、運動部・文化部において各々1部ずつ地域クラブ活動の設置を行なっていくとのことだが、競技人口等の数の論理だけで優先順位を決めていくことのないようにすべき。地域における競技毎の受入態勢を踏まえた検討を行なってほしい。そのためにも、地域クラブ活動の主体となり得る団体等へのヒアリングや、そうした団体等を交えたディスカッション機会の創出に努めていく必要がある。 | 1 | 種目については、生徒のニーズが高いものを中心に導入予定ですが、受け皿となる団体の体制なども考慮させていただきます。また、地域団体と定期的に情報共有や連絡調整を行う機会を設定します。 |

(9)「第4章 事業展開 4. 地域クラブ活動の導入 (2) 対象者」

| No | 意見(要旨) | 件数 | 区の考え方 |
|----|---|----|---|
| 28 | <p>p23、「様々な特性や配慮を要する生徒であることにかかわらず、だれもが一緒に参加できる活動内容を提供できるよう努めます」との記載について。こういった記載は国や都のガイドラインには見当たらないので北区としての政策判断で盛り込んだのだらうと思うが、そのようは判断に賛成します。</p> <p>ただそうであるならば、p28(2)の対象者には、北区内にある都立特別支援学校の生徒も含めなければならないはず。現在の記載でも「公立」のなかに都立特別支援学校が含まれるのだらうと思うが、p23の趣旨を強調する上でも、特別支援学校生と対象であることを明記するべき。</p> | 1 | <p>ご指摘の箇所について、都立特別支援学校は含まれます。都立の各学校は、本計画記載の「公立」に含まれるため、「都立特別支援学校」として別途記載する考えはありません。</p> |
| 29 | <p>p28、「(2) 対象者」について。学校主体の部活動と地域主体の部活動のそれぞれについて、希望者が全員入部できることとするのか、それとも何らかの基準で入部を制限できるのかについてこの計画に明確に記載するべき。</p> <p>現在学校主体で行われている部活動は希望者が全員入部できるのが実態と思われる。他方、一般のスポーツクラブでは人数制限があるのが通常と思われる。人数制限を設けるか否かは一長一短であるため、北区の責任において、いかなる理由でそのどちらを採用するのかを説明してほしい。</p> <p>私個人の意見としては、学校主体の部活動は人数制限を設けないこととし、制限を設けないということをこの計画に明記してほしいと思う。また、地域主体の部活動は、人数制限の有無やある場合の上限を北区(やチームの)判断で決められることとし、それを必ず公表することとしてほしい。</p> | 1 | <p>地域主体の部活動の人数制限については、導入する種目や実施施設により制限の有無が異なり、実施団体と北区との協議となります。いただきましたご意見は、地域クラブ活動実施の具体的な運営方法に関するご意見として参考にさせていただきます。本計画において示すことは考えておりません。</p> <p>また、学校主体の部活動についても、本計画において既存の部活動の具体的な運営方法は前提としているため、学校主体の部活動の人数制限を示すことは考えておりません。</p> |

(10)「第4章 事業展開 4. 地域クラブ活動の導入 (3) 活動時間」

| No | 意見(要旨) | 件数 | 区の考え方 |
|----|---|----|--|
| 30 | <p>活動日について、現行週4日活動できるものが週1日になると、その他の日に子供が手持無沙汰となる。また打ち込んできた活動ができなくなるため、せめて週3を検討してほしいです。</p> | 1 | <p>実施状況を確認し、可能であると判断できましたら活動日数を増やしていきます。</p> |

| | | | |
|----|--|---|---|
| 31 | p28、休養日の設定について国のガイドラインが引用されているが、このガイドラインは適切ではない。ガイドラインで“休養”を設定してしまうと、生徒が自主練によるオーバーワークで怪我をした場合に、「十分な“休養”をさせなかった」として顧問・コーチが責任を問われることにもなりかねない。そこで、「休養日を設定します」→「チームの活動日数や活動時間に上限を設けます」とするべき。 | 1 | 休養日の設定については、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成 29 年 3 月 14 日付け 28 ス庁第 704 号）」において示されてから、北区でも「北区立中学校部活動方針(平成 31 年 3 月)」において示してきました。国から休養日の設定について生徒、保護者及び地域に対する理解の促進等について示されていることや区として既方針との表現を統一するため、本計画においても休養日の設定を記載する必要があると考えています。 |
|----|--|---|---|

(11)「第4章 事業展開 4. 地域クラブ活動の導入 (4) 活動場所」

| No | 意見(要旨) | 件数 | 区の考え方 |
|----|---|----|--|
| 32 | 移動手段に親の同伴などの条件をつけなくてよいような場所での開催が前提。たとえば部活毎に近隣学校に分散させて設置し、活動時はそこに移動するなど。 | 1 | 他自治体の活動を参考に、移動時に保護者の同伴は条件といたしません。活動場所は、導入する種目が実施可能な施設を選定いたします。 |

(12)「第4章 事業展開 4. 地域クラブ活動の導入 (5) 運営主体 (6) 指導者」

| No | 意見(要旨) | 件数 | 区の考え方 |
|----|---|----|---|
| 33 | p29の(5)、(6)の部分。北区ではスポ少の指導者が子どもたちの前で喫煙する事例が複数報告されている。学校敷地内は既に全面禁煙となっているが、学校の敷地外での活動であっても子供たちの前での喫煙が極めて不適切であることに変わりはない。子供たちの近くで喫煙する人物に指導者たる資格はない。関係者には活動中のみならず活動前後も禁煙を義務付けることをこの計画に明記するべき。 | 1 | 本計画では、「(6)指導者」の指導者として必要な資質を求める記載において、ご意見の視点は包含されているものと考えています。また、区として子どもたちの前での喫煙が不適切であることは十分認識しているものの、本計画の部活動改革の趣旨から反れてしまうため、いただきましたご意見は、地域クラブ活動実施の具体的な運営方法に関するご意見として参考にさせていただきます。 |
| 34 | p29「(5)運営主体」について。(8)に運営主体への公費支援という項目があるものの、この計画案全体として、運営主体として参入するメリットについての記載が希薄だと思う。というのも、既に区内で非営利で活動しているスポ少団体は少なくないが、多くの団体は、参加者不足のみならず指導者不足にも悩んでいる。生徒が学校の部活動から地域のクラブへと移行することで参加者不足が緩和されたとしても、会費を低廉に抑えなければならないとすると、指導者に支払う報酬を増やすには限界があり、指導者不足は解消されない。また、学校施設の利用や中体連の大会に参加できるというメリットを想定しているのかもしれないが、既存のスポ少(サッカー、野球)団体は、既に学校施設を利用しているし、中体連以外の連盟主催の大会に参加しているからそれらのメリットは限定的である。以上を踏まえ、運営主体として参入するためのメリットを具体的に記載する必要がある。 | 1 | 本計画では、新たに導入する地域クラブ活動の全体像を説明しており、具体的な団体条件については、団体の募集要項でお示しします。また、地域全体のメリットとして、「第3章 北区における部活動の地域連携のあり方 1.部活動の地域連携の方向 (4) 地域との交流促進による新たな価値の創出」において記載のとおり、部活動をとおした地域の活性化を目指しています。 |

| | | | |
|----|--|---|---|
| 35 | <p>p29の「(6)指導者」。「指導者の質の確保のため、外部機関による指導者養成制度の構築も検討」との部分は何を言いたいのかよくわからないし、この計画に書くのがふさわしいのかも疑問。</p> <p>また、「～も検討していきます」の主語が書かれておらず、主語は「北区が」と判断するほかないが、指導者養成は各スポーツ団体が行うべきものであり北区が担うものではない。仮に本当に主語が「北区」とすると、上記の例でいえば、北区が「柔道指導者育成のための、NPO 柔道指導者養成機構のようなものを立ち上げるべく検討している」ということになり、かなり壮大な構想であるから、どのような「指導者養成制度」を作ろうとしているのかを具体的に記載しなければならないはず。</p> | 1 | <p>運営主体は多様な団体を想定していますが、中学生への指導に必要なスキルを指導者に身に付けていただくため、区が外部機関と連携した指導者を養成できる制度を検討していくという趣旨になります。この制度は、有識者を交えた検討会議で提案されたものであり、計画に記載する必要があると考えています。</p> |
| 36 | <p>p29「(6)指導者」について。教員が地域クラブの指導者として兼業活動できると記載している点は適切であると思う。ただ、その人物の兼業中の活動は兼業であるのだから、仮に地域クラブ活動中にハラスメント事案等を起こしたとしても、それを学校業務中の不祥事として取り扱うことはできず、したがって、学校や教育委員会の責任は限定的であることを明記するべき。</p> | 1 | <p>本計画では、「(5)運営主体」の団体の管理責任の記載において、ご意見の視点は含まれているものと考えています。</p> |
| 37 | <p>p29、「(6)指導者」について。「各校長の許可のもと教育委員会に兼職兼業を申請し、」とあるが、兼業を許可するか否かの権限は校長ではなく教育委員会にあるはず。組織運営上、直接の上司である校長にまったく話をせずに兼業を申請するのも適切ではないと思うので、「校長への相談を経て、教育委員会に兼職兼業許可を申請し、～」とするべき。</p> | 1 | <p>ご意見を踏まえて、修正します。</p> |
| 38 | <p>p.29「(6)指導者」について。教員が地域クラブの指導者として兼業活動できると記載している点は適切であると思う。ただ、学校では生徒個人のセンシティブな情報を多数扱っているし、地域クラブでの活動は学校とは別であるから、教員は、教員としての職務中に知り得た生徒の個人情報を地域クラブ活動では用いてはならないはずである（逆も同様）。計画では明確に記載してほしい。</p> | 1 | <p>計画では、新たに導入する地域クラブ活動の全体像を説明しており、具体的な個人情報取り扱いについては、団体の募集要項でお示しします。</p> |

(13)「第4章 事業展開 4. 地域クラブ活動の導入 (7) 事故防止や緊急時の連絡体制」

| No | 意見(要旨) | 件数 | 区の考え方 |
|----|---|----|-----------------------------|
| 39 | p29、「(7)事故防止や緊急時の連絡体制」について。「緊急時の連絡体制を徹底することを求めます。」とあり、緊急時に地域クラブから行政に対しても連絡してほしいのであれば、この記載だけでは不十分である。というも、地域クラブは学校外の活動であるから、活動中に事故が発生した場合に連絡しなければならないのは保護者や救急、警察であり、学校(教育委員会)や行政への連絡は必須ではないはず。 | 1 | ご意見を踏まえて、行政への連絡体制について追記します。 |

(14)「第4章 事業展開 4. 地域クラブ活動の導入 (8) 運営経費」

| No | 意見(要旨) | 件数 | 区の考え方 |
|----|--|----|--|
| 40 | p29の「(8)運営経費について」。参加者が会費を負担することや、区が運営経費の一部を支援することは適切だと思う。ただ、会費額や会費徴収に関わる事項についての決定権はクラブにあることを明記するべき。 | 1 | 国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(令和4年12月)」により、会費額の決定はクラブのみではなく各地域クラブ活動を統括する運営団体にも委ねられており、双方の協議のうえ決定します。具体的な運営方法となるため、本計画に示すことは考えておりません。 |
| 41 | p29の「(8)運営経費について」。区が運営経費の一部を支援するというのは適切だと思う。ただし、区がクラブに対して公費を支出しているからといって、クラブで生じたトラブルを解決する責任を区が負っているわけではないことをこの計画内に明記するべき。 クラブ内でいじめ事案が発生したとして、そのいじめ事案に対応する責任は行政ではなくクラブにあり、行政の責任はそのクラブへの公費支出が適正か否かという点に留まる。 | 1 | 本計画では、「(5)運営主体」の団体の管理責任の記載において、ご意見の視点は含まれているものと考えています。 |
| 42 | p29、「(8)運営経費」の部分。地域主体の部活動について「参加者は会費を負担する」とされていることは適切だと思うが、会費以外の費用について記載されていないのは不十分であると思う。 個人用用具や交通費等は自己負担であることを明確に記載するべき。 | 1 | 本計画では、地域クラブ活動の運営に関わる経費について説明しており、具体的な会費以外の自己負担については、生徒への募集案内にてお示しします。 |

| | | | |
|----|--|---|--|
| 43 | <p>p29の「(8)運営経費について」。参加者が会費を負担するというのは適切だと思う。ただ、会費は、生徒側が学校（行政）を経由することなく直接クラブ側に支払うということ、会費徴収事務に学校（行政）は関与しないこと、クラブ側は個人情報をも漏洩してはならない義務があることを明記するべき。</p> <p>また、会費に関わるトラブルは、クラブ側と生徒側とで解決すべき事項であり、学校（行政）は関与しないことをこの計画に明記するべき。</p> | 1 | <p>計画では、新たに導入する地域クラブ活動の全体像を説明しており、具体的な会費の徴収方法及び個人情報の取り扱いについては、団体の募集要項でお示しします。</p> |
| 44 | <p>p29の「(8)運営経費について」。「会費は可能な限り低廉な会費の設置に努めます。」との記載があるが、この記載では会費額を決定する権限が区にあるように読める。会費額の決定権限は区ではなくクラブ側にあるべきだと思うが、仮にこの計画（案）の記載のように区に決定権限があるのであれば、具体的な金額の基準を設定するべき。</p> | 1 | <p>国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）」により、会費額の決定はクラブのみではなく各地域クラブ活動を統括する運営団体にも委ねられており、双方の協議のうえ決定します。会費の具体的な金額については、導入種目によって異なるため、「第2章 北区の現状と課題 5部活動地域連携に向けた課題やポイント」において、金額設定の方針をお示ししています。</p> |
| 45 | <p>29ページ「(8) 運営経費」に関して</p> <p>運営経費については、区による支援や参加者負担、企業寄付、ふるさと納税を想定されているとのことですが、これらが安定的に確保できるかについては、やや不透明さを感じます。特に、初期段階ではコミュニケーション能力や教育的視点を兼ね備えた人材を継続的に確保するには難しさが伴い、外部から適切な人材を確保するにはそれなりのコストがかかると思います。さらに教育研修も必要になるかもしれません。そのため、財政的裏付けのある長期的な人材育成計画を策定しておくことが重要に感じます。</p> <p>また、企業版ふるさと納税は、国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方創生プロジェクトに対してのみ使える制度のようです。地域クラブの運営財源として活用するのは難しいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。個人向けふるさと納税制度との違いを踏まえ、現実的な財源確保策になるのかを検討することが必要だと思います。</p> | 1 | <p>地域クラブ活動実施の初期投資及び継続的な運営に必要な経費が多額になることについて、国や東京都への補助金の充実を要望しつつ、予算の確保に努めてまいります。</p> <p>また、企業版ふるさと納税の記載については、ご意見を踏まえて、削除いたします。</p> <p>長期的な人材育成計画やさらなる財源確保へのご意見は、具体的な運営経費の確保に関するご意見として参考にさせていただきます。</p> |

| | | | |
|----|---|---|--|
| 46 | p29の「(8)運営経費について」。「企業からの寄附等を活用した基金の創設や、企業版ふるさと納税の活用等も考えられる。」という部分。この記載は国のガイドラインからの転記だと思われるが、不適切な転記になっている。というのも、国のガイドラインでは、「『地域クラブが』、参加者の会費や公費に頼らずとも運営できるように他の手段も活用せよ」と言っているのであるが、北区のこの計画では主語が抜けているため、文章として意味がよくわからず、「結局、北区が公費で支援するのかな？」とも解釈できる記載になっている。 | 1 | 国のガイドラインでは、地域クラブが企業等から支援が受けられるよう体制の整備と家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を都道府県及び市区町村が推進することとし、その手段の例として企業からの寄附等が示されています。ご意見を踏まえて、区が体制の整備をする旨を追記します。 |
| 47 | p29の「(8)運営経費について」。「企業版ふるさと納税の活用～」との記載が不適切である。この部分は、この記載は国のガイドラインからの転記だと思われるが、国のガイドラインの記載も不適切だと思う。おそらく人材派遣型の寄付（支援）が念頭にあるのだと思うが、そもそも企業版ふるさと納税とは、企業から「行政（地方公共団体）」への寄付（支援）であり、地域クラブの運営経費として利用するには行政からさらにその地域クラブへ支出がなされなければならず、結局は公費支出である。したがって、企業版ふるさと納税では「公費や参加費以外の財源確保」という課題解消にはつながらない。 | 1 | ご意見を踏まえて、企業版ふるさと納税の記載については、削除いたします。 |
| 48 | 北区として変更を行うのであれば、現状中学校の活動内容であるものを外注化するだけなので活動費は公金から出資するべきと考えます。 | 1 | 地域クラブ活動は、現中学校の部活動の外注ではなく、区内の中学生がスポーツや文化活動に触れる選択肢を増やせるよう新たに設置する、学校の枠を超えた社会教育活動の一環となります。本計画記載のとおり、区から運営費の支援を行いますが、将来にわたる持続可能な活動に向け、参加者には会費をご負担いただくこととなります。ただし、可能な限り低廉な会費設定に努めます。 |

(15)「第4章 事業展開 4. 地域クラブ活動の導入 (9) 保険の加入」

| No | 意見(要旨) | 件数 | 区の考え方 |
|----|--|----|-----------------|
| 49 | p30の(9)。地域主体の部活動で活動中の怪我は災害共済給付の対象とならないことを明記するべき。 | 1 | ご意見を踏まえて、追記します。 |

(16) 第4章 事業展開 4. 地域クラブ活動の導入 (10) 関係者との関係構築

| No | 意見(要旨) | 件数 | 区の考え方 |
|----|---|----|---|
| 50 | <p>30ページ「(10) 関係者との関係構築」に関して 部活動の地域移行は関係者の間ではよく知られている課題かもしれませんが、一般の保護者や生徒にとっては十分に理解されていない事柄です。また、地域移行を進める上で、自治会や町内会の弱体化により支え手が減少している現状では、保護者、生徒、地域団体、指導者といった多様なステークホルダー間で意識を揃えなければ、移行の成功は難しいと思います。</p> <p>学校の公的運営から、地域主体や民間事業者が関与する半公的・民間的な枠組みへの移行では、権限や責任範囲、意思決定プロセスの明確化が大きな課題になると予想します。各ステークホルダーの期待や利害が異なる中でスムーズな調整を行うには、参加の仕組みやフィードバックループを具体的に示す必要があります。例えば、以下のような仕組みが有効かもしれません。</p> <p>A. 定期的な意見交換会や地域会議の開催 B. 保護者や生徒、指導者を対象とした定期的アンケート調査の実施 C. フィードバックを取り入れた改善サイクルの明確化</p> <p>具体的な仕組みが推進計画案に明記されることで、計画がより「現場感」を得られる内容になると考えております。</p> | 1 | <p>ご指摘のとおり、部活動の地域移行については一般の方に十分に理解されていない事柄であるにとらえております。導入期については、保護者や生徒、地域団体や学校へ説明会の開催や周知チラシの配布を予定しております。</p> <p>また、いただきました仕組みに関するご意見は、関係者の意見交換や制度の最適化など非常に有効であると感じました。</p> <p>地域クラブ活動実施の具体的な運営方法に関するご意見として参考にさせていただきます。</p> |

(17)「参考資料」

| No | 意見（要旨） | 件数 | 区の方考え方 |
|----|---|----|--|
| 51 | <p>「北区立中学校部活動地域連携検討会議設置要綱」について。</p> <p>第1条、「北区立中学校が実施する部活動の地域連携を推進することにより、」の部分。「地域連携」という用語を定義したほうがよい。</p> <p>第1条、「北区立中学校が実施する部活動の地域連携を推進することにより、」の部分。「地域連携」を「学校主体の部活動」と「地域の団体等が主体となる部活動」の両方を意味すると解釈すると、「地域の団体等が主体となる部活動」は区立中学校が実施するものではなく、「地域の団体等が主体となる部活動」となった時点で「北区立中学校が実施する部活動」ではなくなるから、「北区立中学校が実施する部活動の地域連携を推進する」というのは矛盾した表現となる（同様に第2条(2)も矛盾した表現となる。）。そこで、「北区立中学校が実施する部活動の地域連携を推進する」→「北区立中学校が実施する部活動の地域連携への移行を推進する」とするべき。</p> | 1 | <p>国が示した「地域連携」という言葉を、北区なりに検討し再構築していくための会議体なので、本要綱では具体的な定義をしておりません。</p> |
| 52 | <p>北区の「教育振興部（教育委員会事務局）」という名前から、「（教育委員会事務局）」を外し、「教育振興部」に変更するべき。というのも、教育委員会といった場合に一般にイメージされるのは公立小中学校での教育に責任を負っている部署というものである。この点、北区の教育振興部（教育委員会事務局）は小中学校に直接かかわらない分野を担当している課もある。そして、地域主体の部活動は学校外の活動であるのだから、いわゆる教育委員会の所管範囲外である。しかし、地域主体の部活動の所管部署が教育振興部（教育委員会事務局）であると、学校主体の部活動のみならず地域主体の部活動も教育委員会の所管分野であるかのように思われてしまう。</p> <p>そこで、「教育振興部（教育委員会事務局）」は「教育振興部」とし、「教育政策課」を「教育政策課（教育委員会事務局）」とするべき。</p> | 1 | <p>教育委員会が所管する職務は、「公立小中学校での教育」にとどまらず、スポーツ、社会教育（学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（社会教育法2条）等の幅広い施策を所掌しております（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条）。そのため、学校外の活動も教育委員会所管になります。</p> <p>また、教育委員会事務局は、教育委員会の権限に属する事務を処理するために設置されるものであり、当該事務局の内部組織は、教育委員会規則で定めることとされています（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条）。これを受け、東京都北区教育委員会事務局処務規則において、教育委員会事務局の内部組織として部及び課が定められているので、記載内容に誤りはありません。</p> |

本以下のご意見については、本計画策定後の事業展開等に関するご意見と推察されますので、今後の参考にさせていただきます。

| No | 意見（要旨） | 件数 |
|----|--|----|
| 53 | 進学先の区立中学校に剣道部がありません。 | 5 |
| 54 | 剣道の部活動の新設についてのお願ひしたいです。 | 1 |
| 55 | 北区立中学校部活動（剣道）の各学校にて行えるような環境を作って頂きたい。 | 1 |
| 56 | 中学校に剣道場があっても、剣道部がないのは勿体無い。 | 1 |
| 57 | 中学校に剣道部を作り(存続し)、それを維持するために、顧問の先生が剣道をできなくても、外部指導員を委託するなどして、何とか剣道部を維持していただきたいです。 | 3 |
| 58 | 「地域移行の受け皿団体」として北区剣道連盟が母体となる団体の認定が出れば、越境以外の選択肢も増えて子ども達の選択肢が広がるものと感じております。日本の文化でもある剣道を継承して行く上でも、競技が継続できる環境作りが必要と感じております。 | 9 |
| 59 | 教員負担軽減に関して、地域指導公開や、剣友会と連携を行い、教員負担軽減を行いつつ、稽古機会を作りたいです。 | 1 |
| 60 | 剣道部の無い中学校の生徒を中体連の大会に出場できるように地域活動団体と連携をしてほしいです。 | 10 |
| 61 | 公立、私立だろうと関係なく剣道をしている中学生が中学校体育連盟の公式戦に出られるようにしてほしい。 | 4 |
| 62 | 剣道と地域クラブ活動の検討推進を要望致します。 | 3 |
| 63 | 剣道については、地域における受け皿が整っており、先行して地域への移行が可能。中学生について、早期の委託開始。委託先団体としての中体連参加が可能となるように措置すべき。 | 3 |
| 64 | 区界に住んでいる者としては、警視庁の防犯メールも北区・板橋区双方に登録するなど、区で政策や対応が分かれていることが非常に不便に思うこともあります。区界付近の学区にあっては、是非近隣区との連携もご検討いただきたく存じます。 | 1 |
| 65 | 合同部活で剣道あったら嬉しいです。 | 1 |
| 66 | 教員で対応出来ないのであれば比較的近い地区での合同稽古が必要と思う。高校野球でも、合同チームが参加出来ているので中体連に現状を報告し、検討してもらえないだろうか？ | 1 |
| 67 | 剣道外部指導員は北区剣道連盟より適切な人員を推薦致します。 | 2 |
| 68 | 地域の道場とも連携を取り、子供達が剣道を続けたい気持ちを叶えてあげたいと思います。 | 4 |
| 69 | 今ある既存の部活は無くさず継続させる為に、体育協会や地域の方々の協力を得ながら北区の公立中学校全体でこの中学に行けば〇〇部は必ずあるという形が取れば、子供達の選択肢を狭めることも無く、不安を軽減する事も可能かと思ひます。 | 1 |

| | | |
|----|---|---|
| 70 | 剣道を続けている中学生や、剣道を継続する環境がなくなり続ける事をあきらめてしまっている中学生に、稽古や試合に参加する機会を与えて下さい。 | 5 |
| 71 | 競技者として身体成長が著しい中学の時期に充実した剣道の稽古環境と指導者を整え、試合をモチベーションに頑張れるように行政として主導して欲しい。 | 1 |
| 72 | 子供に部活動の選択肢、間口は広げていただき、環境は整えておくことを求める。経験の選択肢を広げることが、子供達の可能性の拡大、教育の観点からも有用であり、有り難いと考え意見させていただく。 | 1 |
| 73 | 中学の校舎建て替えの際に、武道場が作られたので武道関連の部活が設置されるのかと思っていたのですがないようなので残念です。 | 1 |
| 74 | web カメラによるオンライン剣道指導で複数中学を現地と web 通して見て省力化出来ないか。剣道はある程度習熟すると技術指導より反復練習が多くなるので中学生の自主性も育てられる。個人個人の基本技の指導はスマホアプリ ai スマートコーチで比較指導が可能となっている。要は指導の質を下げずにいかにして教員だけでなく全体の負担感を下げることができるかを優先して考えるべきだと思います。 | 1 |
| 75 | 部活動の待遇の件で活動時間等の希望を述べさせていただきます。 北とびあで北区立中学校部活動地域連携検討会議の傍聴していたところ、違う場所まで行って部活動と言っていました。平日 2 時間、休日 3 時間ではとても無理です。 他の区は平日 3 時間、休日 4 時間です、私の知り合いの台東区の会計年度任用職員の方の給料では、1.5 倍違います。その先生が手術をした時に外部指導員を頼まれた時はとてもスムーズでした。北区は自分が怪我をした時に保証されるのか心配です。 学校非常勤の時給は部活動指導員だけ変わりません。中体連の審判講習会も旅費も講習代も自腹です。 コロナウィルスの暫定ルールを知らなければ生徒に教えられません。物価が上昇しておりますので、どうかご検討くださりますと幸いです。 | 1 |
| 76 | 外部から指導者を招けるのであれば、部活動だけでなく、体育の授業にも剣道を取り入れることができるのでは、と思います。 | 1 |
| 77 | 授業以外での活動は色々な意味で成長する機会だと思うので、本人が興味を持った分野でその機会を有意義なものにしたいと思います。1 つの学校の中だけでなく、複数の学校での協働、地域の活動団体への委託など、あらゆる選択肢(種類、日時)を用意したいと思います。 | 1 |
| 78 | 学校外となる場合には、指導者(指導団体)の選択には安心できるようにその公明性と定期評価などの仕組みを取り入れることを検討いただきたいと思います。 | 1 |
| 79 | 在学中の区立小学校でも、校舎などの箱ものには金をかけるが、遊具は低学年向け、人口芝を守りたいから遊具を出さない、生物の飼育に関しても飼育開始後に長期休暇に校舎立ち入り制限をし生徒家族へのボランティアを募らざるを得ない、学区は違うが駅前一等地を売却して公園に移管の計画がある等、児童生徒の学習環境よりも政治財政優先を隠そうともしない区や教育委員会に猜疑心を持ってしまいます。 | 1 |

「北区立中学校部活動地域展開等推進計画」の計画（案）パブリックコメント実施時点からの修正箇所一覧
 全体的な修正点（主なもの）

| 修正内容 |
|--|
| 「地域移行」に該当する部分については「地域展開」と変更し、「地域連携」と「地域展開」をまとめて指し示す場合には「地域展開等」と修正 はじめにを追加 |

個別の修正箇所

| 頁 | 修正後 | 修正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|---|----------|---------|--------|---------|-----------------|---|--------|--|----------|---|--------|-----------------|---|--------|----------|---|--------|-----------------|
| - | <p>《「地域連携」と「地域展開」》</p> <p>部活動改革において、学校主体の部活動における部活動指導員等の配置や合同部活動等の実施を「地域連携」、地域の団体等が主体となって実施する部活動を「地域展開」、「地域連携」と「地域展開」まとめて指し示す場合には「地域展開等」と呼びます。</p> <table border="1"> <tr> <td>学校主体の部活動</td> <td>→</td> <td>「地域連携」</td> <td rowspan="2">「地域展開等」</td> </tr> <tr> <td>地域の団体等が主体となる部活動</td> <td>→</td> <td>「地域展開」</td> </tr> </table> <p>※北区では、これまで学校主体の部活動も地域団体等が主体となる部活動も「地域連携」と呼んできましたが、令和6年12月に実施された国の「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の方針に従い、名称の取り扱いを変更することとなりました。このため、本計画内で個別の会議名称等は旧取り扱いのまま表記している箇所があります。</p> | 学校主体の部活動 | → | 「地域連携」 | 「地域展開等」 | 地域の団体等が主体となる部活動 | → | 「地域展開」 | <p>《「地域連携」と「地域移行」》</p> <p>○国や東京都 国や東京都では、以下のように呼ぶ。</p> <table border="1"> <tr> <td>学校主体の部活動</td> <td>→</td> <td>「地域連携」</td> </tr> <tr> <td>地域の団体等が主体となる部活動</td> <td>→</td> <td>「地域移行」</td> </tr> </table> <p>○北区 区では、いずれの形態も「地域連携」と呼ぶ。</p> <table border="1"> <tr> <td>学校主体の部活動</td> <td rowspan="2">→</td> <td rowspan="2">「地域連携」</td> </tr> <tr> <td>地域の団体等が主体となる部活動</td> </tr> </table> <p>部活動は、教育課程外の課外活動であるものの、区や学校と連携しながら進めていくことが大切であり、地域が担ったとしても、その役割は変わらない。 そこで北区では、地域が主体となる部活動の形態も、「地域連携」と呼ぶこととする。</p> | 学校主体の部活動 | → | 「地域連携」 | 地域の団体等が主体となる部活動 | → | 「地域移行」 | 学校主体の部活動 | → | 「地域連携」 | 地域の団体等が主体となる部活動 |
| 学校主体の部活動 | → | 「地域連携」 | 「地域展開等」 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域の団体等が主体となる部活動 | → | 「地域展開」 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校主体の部活動 | → | 「地域連携」 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域の団体等が主体となる部活動 | → | 「地域移行」 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校主体の部活動 | → | 「地域連携」 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域の団体等が主体となる部活動 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--|-------------------|
| <p>- はじめに</p> <p><u>中学校（義務教育学校後期課程を含む。以下同じ。）における部活動は、教育課程外であるものの、大きな教育的意義を果たしてきた活動であり、生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、その活動をとおして、それぞれの意欲の向上や責任感、自主性・自律性の育成に寄与するとともに、生徒同士の連帯感を高めるなど大きな役割を担っています。</u></p> <p><u>しかし、今日では、社会・経済の変化等により、部活動を取り巻く状況に、大きな変化が見られるようになっていきます。</u></p> <p><u>教員の働き方をめぐる課題が指摘されるなか、部活動の指導は、中学校教員の長時間勤務の主な要因と考えられることから、教員の負担軽減につながる実効性ある取組が求められています。</u></p> <p><u>また、全国的に少子化による生徒数減少の影響を受けて、部員が集まらなかつたり、教員の減少により指導体制が構築できなくなつたりするなど、これまでと同様の体制では部活動を運営することが難しくなりつつあります。</u></p> <p><u>生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域の連携・協働により、部活動の新たな形を構築し、持続可能な活動環境を整備する必要があります。</u></p> <p><u>このような社会変化の流れや時代の要請を受け、スポーツ庁、文化庁は、今まで部活動の運営主体となっていた学校が、地域のスポーツ・文化芸術団体などの多様な団体と連携できるよう部活動改革を進めてきました。</u></p> <p><u>また、東京都も、国の方向性を踏まえ、「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」を策定するなど、未来へつなぐ部活動改革に取り組んでいます。</u></p> <p><u>北区では、区立中学校に部活動指導員や部活動指導補助員を配置し、生徒への専門的な指導を実施するとともに、教員の負担軽減に取り組んできました。</u></p> <p><u>令和6年度には、有識者による「北区立中学校部活動地域連携検討会議」（以下「検討会議」という。）を開催し、今後の北区の部活動のあり方について検討を重ねてきました。</u></p> <p><u>その成果として、国や東京都の方針に留意しつつ、検討会議における議論を踏</u></p> | <p>(該当する内容なし)</p> |
|--|-------------------|

| | <p>まえながら、これからの時代にふさわしい北区の部活動のあり方を整理し、「<u>北区立中学校部活動地域展開等推進計画</u>」として、まとめました。</p> <p><u>北区の部活動は、地域との連携による新たな仕組みを構築し、未来を見据えた持続的かつ発展的で、より一層充実した活動を目指してまいります。</u></p> <p>令和7年(2025年)3月 北区教育委員会</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|--|---|-----|-----|--|----------|-----|------------|-----|--------|-----|----|-----|--------|-----|----|-----|----|-----|----|----|--------|-----|----|----|------|-----|--------|----|------|-----|----|----|------|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|-----|--|-----|--|----------|--|------------|--|--------|--|----|--|--------|--|----|--|----|--|----|--|--------|--|----|--|------|--|--------|--|------|--|----|--|------|--|----|--|----|--|----|--|----|--|----|--|
| 2 | <p>○「<u>学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン</u>」(東京都) 東京都は、令和5(2023)年3月に、<u>前年の国のガイドライン</u>の策定を受け、「<u>学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン</u>」を策定しました。</p> | <p>○「<u>学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン</u>」(東京都) 東京都は、令和5(2023)年3月に、<u>国のガイドライン</u>の策定を受け、「<u>学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン</u>」を策定しました。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | <p style="text-align: right;">(単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="315 807 1122 1342"> <thead> <tr> <th colspan="2">運動部</th> <th colspan="2">文化部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バスケットボール</td> <td>516</td> <td>吹奏楽・ブラスバンド</td> <td>338</td> </tr> <tr> <td>ソフトテニス</td> <td>448</td> <td>美術</td> <td>335</td> </tr> <tr> <td>バレーボール</td> <td>397</td> <td>家庭</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>卓球</td> <td>286</td> <td>演劇</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>バドミントン</td> <td>247</td> <td>英語</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>陸上競技</td> <td>227</td> <td>ボランティア</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>軟式野球</td> <td>197</td> <td>科学</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>サッカー</td> <td>124</td> <td>理科</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>水泳</td> <td>46</td> <td>技術</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>剣道</td> <td>28</td> <td>茶道</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table> | 運動部 | | 文化部 | | バスケットボール | 516 | 吹奏楽・ブラスバンド | 338 | ソフトテニス | 448 | 美術 | 335 | バレーボール | 397 | 家庭 | 105 | 卓球 | 286 | 演劇 | 84 | バドミントン | 247 | 英語 | 77 | 陸上競技 | 227 | ボランティア | 70 | 軟式野球 | 197 | 科学 | 42 | サッカー | 124 | 理科 | 37 | 水泳 | 46 | 技術 | 36 | 剣道 | 28 | 茶道 | 35 | <table border="1" data-bbox="1189 807 1989 1342"> <thead> <tr> <th colspan="2">運動部</th> <th colspan="2">文化部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バスケットボール</td> <td></td> <td>吹奏楽・ブラスバンド</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ソフトテニス</td> <td></td> <td>美術</td> <td></td> </tr> <tr> <td>バレーボール</td> <td></td> <td>家庭</td> <td></td> </tr> <tr> <td>卓球</td> <td></td> <td>演劇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>バドミントン</td> <td></td> <td>英語</td> <td></td> </tr> <tr> <td>陸上競技</td> <td></td> <td>ボランティア</td> <td></td> </tr> <tr> <td>軟式野球</td> <td></td> <td>科学</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サッカー</td> <td></td> <td>理科</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水泳</td> <td></td> <td>技術</td> <td></td> </tr> <tr> <td>剣道</td> <td></td> <td>茶道</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 運動部 | | 文化部 | | バスケットボール | | 吹奏楽・ブラスバンド | | ソフトテニス | | 美術 | | バレーボール | | 家庭 | | 卓球 | | 演劇 | | バドミントン | | 英語 | | 陸上競技 | | ボランティア | | 軟式野球 | | 科学 | | サッカー | | 理科 | | 水泳 | | 技術 | | 剣道 | | 茶道 | |
| 運動部 | | 文化部 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| バスケットボール | 516 | 吹奏楽・ブラスバンド | 338 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ソフトテニス | 448 | 美術 | 335 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| バレーボール | 397 | 家庭 | 105 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 卓球 | 286 | 演劇 | 84 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| バドミントン | 247 | 英語 | 77 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 陸上競技 | 227 | ボランティア | 70 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 軟式野球 | 197 | 科学 | 42 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| サッカー | 124 | 理科 | 37 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水泳 | 46 | 技術 | 36 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 剣道 | 28 | 茶道 | 35 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運動部 | | 文化部 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| バスケットボール | | 吹奏楽・ブラスバンド | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ソフトテニス | | 美術 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| バレーボール | | 家庭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 卓球 | | 演劇 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| バドミントン | | 英語 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 陸上競技 | | ボランティア | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 軟式野球 | | 科学 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| サッカー | | 理科 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水泳 | | 技術 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 剣道 | | 茶道 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 21 | 5. <u>部活動地域展開等</u> に向けた課題やポイント | 5. <u>部活動地域連携</u> に向けた課題やポイント | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|---|--|---------------------------|-------------------------------------|--|-------------------|--------------------------|-------------------------------------|---------|---------------------------|-------------------------------------|---|----|----|------|-----------------|-------------------|-----------------------|------------|---------|---------------------------|------------------------------------|
| 21 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>課題</th> <th>ポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">児童 生徒 保護者</td> <td>やりたかった部活動が学校にないこと</td> <td>・部活動の<u>地域展開等</u>の推進</td> </tr> <tr> <td>専門的な指導への要望</td> <td>・指導者の確保</td> </tr> <tr> <td>他校生との活動に消極的な児童・生徒・保護者への対応</td> <td>・段階的に<u>地域展開等</u>を進める ・制度理解の促進</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 課題 | ポイント | 児童 生徒 保護者 | やりたかった部活動が学校にないこと | ・部活動の <u>地域展開等</u> の推進 | 専門的な指導への要望 | ・指導者の確保 | 他校生との活動に消極的な児童・生徒・保護者への対応 | ・段階的に <u>地域展開等</u> を進める ・制度理解の促進 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>課題</th> <th>ポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">児童 生徒 保護者</td> <td>やりたかった部活動が学校にないこと</td> <td>・部活動の<u>地域連携</u>の推進</td> </tr> <tr> <td>専門的な指導への要望</td> <td>・指導者の確保</td> </tr> <tr> <td>他校生との活動に消極的な児童・生徒・保護者への対応</td> <td>・段階的に<u>地域連携</u>を進める ・制度理解の促進</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 課題 | ポイント | 児童 生徒 保護者 | やりたかった部活動が学校にないこと | ・部活動の <u>地域連携</u> の推進 | 専門的な指導への要望 | ・指導者の確保 | 他校生との活動に消極的な児童・生徒・保護者への対応 | ・段階的に <u>地域連携</u> を進める ・制度理解の促進 |
| 区分 | 課題 | ポイント | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 児童 生徒 保護者 | やりたかった部活動が学校にないこと | ・部活動の <u>地域展開等</u> の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 専門的な指導への要望 | ・指導者の確保 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 他校生との活動に消極的な児童・生徒・保護者への対応 | ・段階的に <u>地域展開等</u> を進める ・制度理解の促進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 課題 | ポイント | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 児童 生徒 保護者 | やりたかった部活動が学校にないこと | ・部活動の <u>地域連携</u> の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 専門的な指導への要望 | ・指導者の確保 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 他校生との活動に消極的な児童・生徒・保護者への対応 | ・段階的に <u>地域連携</u> を進める ・制度理解の促進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 21 | <table border="1"> <tbody> <tr> <td>教員</td> <td><u>地域展開等</u>に抵抗がある教員への対応</td> <td>・生徒の安全の確保 ・希望する教員が部活動に従事できる体制の構築</td> </tr> </tbody> </table> | 教員 | <u>地域展開等</u> に抵抗がある教員への対応 | ・生徒の安全の確保 ・希望する教員が部活動に従事できる体制の構築 | <table border="1"> <tbody> <tr> <td>教員</td> <td><u>地域連携</u>に抵抗がある教員への対応</td> <td>・生徒の安全の確保 ・希望する教員が部活動に従事できる体制の構築</td> </tr> </tbody> </table> | 教員 | <u>地域連携</u> に抵抗がある教員への対応 | ・生徒の安全の確保 ・希望する教員が部活動に従事できる体制の構築 | | | | | | | | | | | | | | |
| 教員 | <u>地域展開等</u> に抵抗がある教員への対応 | ・生徒の安全の確保 ・希望する教員が部活動に従事できる体制の構築 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教員 | <u>地域連携</u> に抵抗がある教員への対応 | ・生徒の安全の確保 ・希望する教員が部活動に従事できる体制の構築 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 21 | (1) 児童・生徒・保護者の課題 児童・生徒の希望する部活動が学校にないことや、～(中略)～生徒が安心して活動できるような環境の整備や丁寧な周知をしながら、段階的に <u>地域展開等</u> を進めていく必要があります。 | (1) 児童・生徒・保護者の課題 児童・生徒の希望する部活動が学校にないことや、～(中略)～生徒が安心して活動できるような環境の整備や丁寧な周知をしながら、段階的に <u>地域連携</u> を進めていく必要があります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 23 | 第3章 北区における部活動の <u>地域展開等</u> のあり方 1. 部活動の <u>地域展開等</u> の方向 | 第3章 北区における部活動の <u>地域連携</u> のあり方 1. 部活動の <u>地域連携</u> の方向 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|----|--|---|
| 23 | <p>(1) 生徒のニーズに合った活動機会の確保</p> <p>学校ごとに活動できる部活動は様々であり、通う学校に入りたい部活動がない場合もあります。生徒数の減少や顧問教員の不足・異動などにより、部活動として成り立たせることが難しいという理由で、せっかく生徒がスポーツや文化活動に興味をもっていながら、<u>それらに触れる機会を逃さないようにしなければなりません。</u></p> | <p>(1) 生徒のニーズに合った活動機会の確保</p> <p>学校ごとに活動できる部活動は様々であり、通う学校に入りたい部活動がない場合もあります。生徒数の減少や顧問教員の不足などにより、部活動として成り立たせることが難しいという理由で、せっかく生徒がスポーツや文化活動に興味をもっていながら、<u>それらに触れる機会を逃してしまうことは防がなければなりません。</u></p> |
| 24 | (北区の部活動地域展開等体系図) | (北区の部活動地域連携体系図) |
| 25 | <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">地域主体の部活動（地域クラブ活動）</p> <p>位置付け 社会教育法上の「社会教育」の一環として、地域クラブ活動の運営主体が行う活動</p> <p>運営主体 地域団体等 指導者 地域団体等のスタッフ 参加者 区立学校の生徒 主たる会場 学校施設や公共施設等</p> </div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">地域主体の部活動（地域クラブ活動）</p> <p>位置付け 社会教育法上の「社会教育」の一環として実施される学校外における教育活動として、地域クラブ活動の運営主体が行う活動</p> <p>運営主体 地域団体等 指導者 地域団体等のスタッフ 参加者 区立学校の生徒 主たる会場 学校施設や公共施設等</p> </div> |
| 27 | <p>3. 合同部活動の実施</p> <p>部員数が競技実施人数に満たない部活動は、運営ができないため、休部等の処置をとらざるを得なくなります。</p> <p><u>このため、休部等を可能な限り防ぎ、現在ある部活動を維持するため、中学校の部活動については、合同で部活動を実施できる体制を整備し、「合同部活動」として実施していきます。</u></p> | <p>3. 合同部活動の実施</p> <p>部員数が競技実施人数に満たない部活動は、運営ができないため、休部等の処置をとらざるを得なくなります。</p> <p><u>このため、休部等を可能な限り防ぎ、現在ある部活動を維持するため、区内に同様の事情を抱える中学校の部活動については、合同で部活動を実施できる体制を整備し、「合同部活動」として実施していきます。</u></p> |

| | | |
|----|--|---|
| 29 | <p>(6) 指導者 指導者には、～(中略)～ さらに、教員等が地域クラブ活動の指導者を希望する場合、<u>各校長への相談を経て、教育委員会に兼職兼業許可を申請し、報酬を得ながら指導できるよう仕組みを整えます。</u></p> | <p>(6) 指導者 指導者には、～(中略)～ さらに、教員等が地域クラブ活動の指導者を希望する場合、<u>各校長の許可のもと教育委員会に兼職兼業を申請し、報酬を得ながら指導できるよう仕組みを整えます。</u></p> |
| 29 | <p>(7) 事故防止や緊急時の連絡体制 運営主体には、事故防止に向けた安全対策や健康面の配慮を求めます。 また、<u>緊急時には保護者や行政等への速やかな連絡の徹底を求めます。</u></p> | <p>(7) 事故防止や緊急時の連絡体制 運営主体には、事故防止に向けた安全対策や健康面の配慮を求めます。 また、<u>緊急時の連絡体制を徹底することを求めます。</u></p> |
| 29 | <p>(8) 運営経費 区から運営主体に対して、～(中略)～ 将来にわたる持続可能な活動に向けては、公費や参加費以外の財源確保も課題となってきます。そのため、<u>区では、企業等からの寄付等の活用体制の整備なども検討していきます。</u></p> | <p>(8) 運営経費 区から運営主体に対して、～(中略)～ 将来にわたる持続可能な活動に向けては、公費や参加費以外の財源確保も課題となってきます。そのため、<u>企業等からの寄付や企業版ふるさと納税の活用なども検討していきます。</u></p> |
| 30 | <p>(9) 保険の加入 <u>地域クラブ活動は学校外の活動となるため、学校部活動では対象となる日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の適用外となります。</u> そのため、運営主体は、指導者や参加する生徒等に対して、ケガや事故等を補償する保険や、個人賠償責任に加入することとします。</p> | <p>(9) 保険の加入 運営主体は、指導者や参加する生徒等に対して、ケガや事故等を補償する保険や、個人賠償責任に加入することとします。</p> |
| 31 | <p>5. 今後のスケジュール 部活動<u>地域展開等</u>の取組として、まずは、休日の活動を中心とした地域クラブ活動を新たに導入します。</p> | <p>5. 今後のスケジュール 部活動<u>地域連携</u>の取組として、まずは、休日の活動を中心とした地域クラブ活動を新たに導入します。</p> |
| 36 | <p>2. 事務局 北区の部活動<u>地域展開等</u>を担当する部署は、以下のとおりです。</p> | <p>2. 事務局 北区の部活動<u>地域連携</u>を担当する部署は、以下のとおりです。</p> |

部活動の新しい形へ

北区立中学校部活動 地域展開等推進計画(最終案)

SPORTS
&
CULTURE



令和7年(2025年)3月
東京都北区教育委員会

《「地域連携」と「地域展開」》

部活動改革において、学校主体の部活動における部活動指導員等の配置や合同部活動等の実施を「地域連携」、地域の団体等が主体となって実施する部活動を「地域展開」、「地域連携」と「地域展開」まとめて指し示す場合には「地域展開等」と呼びます。

| | | | |
|-----------------|---|--------|---------|
| 学校主体の部活動 | → | 「地域連携」 | 「地域展開等」 |
| 地域の団体等が主体となる部活動 | → | 「地域展開」 | |

※北区では、これまで学校主体の部活動も地域団体等が主体となる部活動も「地域連携」と呼んできましたが、令和6年12月に実施された国の「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の方針に従い、名称の取り扱いを変更することとなりました。

このため、本計画内で個別の会議名称等は旧取り扱いのまま表記している箇所があります。

はじめに

中学校（義務教育学校後期課程を含む。以下同じ。）における部活動は、教育課程外であるものの、大きな教育的意義を果たしてきた活動であり、生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、その活動をとおして、それぞれの意欲の向上や責任感、自主性・自律性の育成に寄与するとともに、生徒同士の連帯感を高めるなど大きな役割を担っています。

しかし、今日では、社会・経済の変化等により、部活動を取り巻く状況に、大きな変化が見られるようになっていきます。

教員の働き方をめぐる課題が指摘されるなか、部活動の指導は、中学校教員の長時間勤務の主な要因と考えられることから、教員の負担軽減につながる実効性ある取組が求められています。

また、全国的に少子化による生徒数減少の影響を受けて、部員が集まらなかつたり、教員の減少により指導体制が構築できなくなつたりするなど、これまでと同様の体制では部活動を運営することが難しくなりつつあります。

生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域の連携・協働により、部活動の新たな形を構築し、持続可能な活動環境を整備する必要があります。

このような社会変化の流れや時代の要請を受け、スポーツ庁、文化庁は、今まで部活動の運営主体となっていた学校が、地域のスポーツ・文化芸術団体などの多様な団体と連携できるよう部活動改革を進めてきました。

また、東京都も、国の方向性を踏まえ、「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」を策定するなど、未来へつなぐ部活動改革に取り組んでいます。

北区では、区立中学校に部活動指導員や部活動指導補助員を配置し、生徒への専門的な指導を実施するとともに、教員の負担軽減に取り組んできました。

令和6年度には、有識者による「北区立中学校部活動地域連携検討会議」（以下「検討会議」という。）を開催し、今後の北区の部活動のあり方について検討を重ねてきました。

その成果として、国や東京都の方針に留意しつつ、検討会議における議論を踏まえながら、これからの時代にふさわしい北区の部活動のあり方を整理し、「北区立中学校部活動地域展開等推進計画」として、まとめました。

北区の部活動は、地域との連携による新たな仕組みを構築し、未来を見据えた持続的かつ発展的で、より一層充実した活動を目指してまいります。

令和7年（2025年）3月

北区教育委員会

目次

| | |
|--------------------------------------|----|
| 第1章 国や東京都の動向 | 1 |
| 第2章 北区の現状と課題 | 4 |
| 1 部活動の現状..... | 4 |
| 2 少子化の影響による中学校生徒数の減少..... | 5 |
| 3 学校の部活動を取り巻く現況..... | 5 |
| 4 アンケート分析..... | 7 |
| 5 部活動地域展開等に向けた課題やポイント..... | 21 |
| 第3章 北区における部活動の地域展開等のあり方 | 23 |
| 1 部活動の地域展開等の方向..... | 23 |
| 2 部活動改革の方策..... | 24 |
| 第4章 事業展開 | 25 |
| 1 部活動指導員の拡充..... | 26 |
| 2 部活動指導補助員の拡充..... | 26 |
| 3 合同部活動の実施..... | 27 |
| 4 地域クラブ活動の導入..... | 27 |
| 5 今後のスケジュール..... | 31 |
| 参考資料 | 32 |
| 1 検討会議..... | 32 |
| 2 事務局..... | 36 |

第1章 国や東京都の動向

部活動は、学校教育の一環として行われ、教員の献身的な支えにより、生徒の生きる力の育成や豊かな学校生活の実現に寄与してきました。

一方で、少子化の進展とともに、教員の働き方改革が進むなかで、部活動を取り巻く環境が大きく変わりつつあります。

こうした状況を踏まえ、スポーツ庁、文化庁及び東京都は、中学校の部活動改革に向けた方向性や考え方を示してきました。

平成30（2018）年にスポーツ庁及び文化庁が策定した「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」は、部活動改革の大きな契機となっています。

○「運動部活動（文化部活動）の在り方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁・文化庁）

スポーツ庁・文化庁は、平成30（2018）年に「運動部活動（文化部活動）の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定しました。

同ガイドラインは、少子化に伴う生徒数の減少で、部活動の従前と同様の運営が難しくなっている現状や、教員の過重な時間外労働を改善するため、部活動適正化に向けた方策を掲げました。具体的には、学校と地域が協働・融合した形での地域における環境整備を進めるよう指針を示しました。

○「部活動に関する総合的なガイドライン」（東京都）

東京都は、令和元（2019）年度に「部活動に関する総合的なガイドライン」を策定しました。適切な部活動運営に向け、部活動の教育的意義やあり方に関する方針、重大事故防止等に向けた安全対策、健康面での留意事項を示しました。

○「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁・文化庁）

スポーツ庁と文化庁は、それぞれ令和3（2021）年10月と令和4（2022）年2月に、「運動部活動（文化部活動）の地域移行に関する検討会議」を設置しました。各検討会議から、スポーツ庁・文化庁へ提出された、「運動部活動（文化部活動）の地域移行に関する検討会議提言」によると、まずは、基本方針として、休日の部活動から段階的に地域移行していくことなどが示されました。

この提言を受け、スポーツ庁・文化庁は、令和4（2022）年12月に両庁合同で「学

校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定しました。同ガイドラインは、平成30（2018）年のスポーツ庁と文化庁のガイドラインを統合し、全面的に改定したものです。

このガイドラインは、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動のあり方とともに、新たに地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示するなど、具体的な今後の部活動のあり方を示しています。

○「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」（東京都）

東京都は、令和5（2023）年3月に、前年の国のガイドラインの策定を受け、「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」を策定しました。

このガイドラインでは、令和元（2019）年のガイドラインに加え、新たな地域クラブ活動や学校部活動の地域連携とともに、地域クラブ活動への移行に向けた環境整備のあり方などについて、基本的な考え方を示しました。

○「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」（東京都）

東京都は、令和5（2023）年3月に「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」を策定しました。この計画は、改革推進期間において、都内公立中学校等の休日における地域クラブ活動への移行をより推進するために作成されました。その後、令和6（2024）年3月に、各地区の取組状況を踏まえ、部活動改革の一層の推進を目指し、改訂版が策定されました。

〈国と東京都における経過〉

| | 国 | 東京都 |
|---------------------|---|---|
| 平成30年 3月 (2018年) | <p>【スポーツ庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン <p>【文化庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン | |
| 令和元年 7月 (2019年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・部活動に関する総合的なガイドライン |
| 令和3年 10月 (2021年) | <p>【スポーツ庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動部活動の地域移行に関する検討会議 | |
| 令和4年 2月 (2022年) | <p>【文化庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化部活動の地域移行に関する検討会議 | |
| 令和4年 12月 (2022年) | <p>【スポーツ庁・文化庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン | |
| 令和5年 3月 (2023年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン ・学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画 |
| 令和6年 3月 (2024年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画（令和6年3月改訂版） |

第2章 北区の現状と課題

1. 部活動の現状（令和6年7月調査※1）

（1）設置数

部活動は、北区立中学校及び義務教育学校後期課程の全12校において、合計170部活動設置されています（前年度と比べて3つの部活動が減少）。

そのうち運動部は100部活動、文化部は70部活動設置されています。

（2）所属生徒数

部活動に所属している生徒は、計延べ4,086名です（前年度と比べて37名減少）。

運動部は2,602名、文化部が1,484名となっています※2。

（3）部員数の多い種目

部員数の多い種目は、運動部及び文化部それぞれ以下のとおりです（上位10種目）。なお、これらの種目が設置されていない学校もあります。

（単位：人）

| 運動部 | | 文化部 | |
|----------|-----|------------|-----|
| バスケットボール | 516 | 吹奏楽・ブラスバンド | 338 |
| ソフトテニス | 448 | 美術 | 335 |
| バレーボール | 397 | 家庭 | 105 |
| 卓球 | 286 | 演劇 | 84 |
| バドミントン | 247 | 英語 | 77 |
| 陸上競技 | 227 | ボランティア | 70 |
| 軟式野球 | 197 | 科学 | 42 |
| サッカー | 124 | 理科 | 37 |
| 水泳 | 46 | 技術 | 36 |
| 剣道 | 28 | 茶道 | 35 |

※1 令和6年7月に北区立中学校及び義務教育学校後期課程の全12校を対象に実施した「令和6年度中学校部活動状況調査」による。

※2 兼部している生徒は、重複して計算。

2. 少子化の影響による中学校生徒数の減少

北区における中学生対象学年（1月1日現在で13歳～15歳）の人口は、6,803人です（令和6年1月現在）。40年前の昭和59年と比較すると、半数以下に減少しています。

過去40年を見ると、平成20年の5,941人が、最も少ない人数となっています。

その後、北区全体の人口が増加するなかで、緩やかに増加しているものの、大きな伸びを見込む要因は、見出せません。

このことから、北区における中学校生徒数は、引き続き、伸び悩む傾向が続くものと思われる。



(北区人口統計表より)

3. 学校の部活動を取り巻く現況

生徒が自主的、自発的に参加し行われる部活動は、課外活動でありながらスポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものです。

また、部員同士、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成につながるものであり、そういった意味でも部活動は、学校教育の一環としてとして価値あるものであるといえます。

しかしながら、中学校の部活動は、ここ数十年の少子化による生徒数の減少を受けて、かつては部員数が多かったスポーツの種目でさえ、人数が足りないため大会に参加できなかつたり、十分な練習ができなかつたりする状況も見られます。特に、小規模校であるほど部活動運営が厳しくなっており、部活動によっては、休部や廃部をせざるを得ない状況となってきました。

一方で、学校における働き方を見直す改革が進むなかで、教員の負担軽減に向けた

業務の見直しが求められており、指導する側にも人数や時間的な課題が生じています。

さらに、多数の教員が部活動指導に大きな負担を感じており、教員の負担軽減の観点でも対策が求められています。

北区では、こうした課題に対応するため、令和2年度から段階的に部活動指導員を配置し、外部人材を活用した部活動指導を進めてきました。部活動指導員の導入から4年経ち、制度の浸透とともに、従来から設置していた部活動指導補助員を含めて、学校側からの指導者への要望も高まっています。

4. アンケート分析

(1) 概要

北区教育委員会では、中学校部活動への要望等を把握するため、区立小学校6年の児童及びその保護者、区立中学校の生徒及びその保護者、区立中学校の教員を対象に、令和6年7月5日から同月31日まで、「Googleフォーム」を用いてアンケート調査を実施しました。概要は以下のとおりです。

| 対象 | 対象者数 | 回答数 | 回答率 |
|----------|---------|--------|-------|
| 小学6年生 | 2,237人 | 1,178人 | 52.7% |
| 小学6年生保護者 | 3,095人 | 934人 | 30.2% |
| 中学生 | 4,702人 | 1,466人 | 31.2% |
| 中学生保護者 | 4,901人 | 1,288人 | 26.3% |
| 中学校教員 | 341人 | 159人 | 46.6% |
| 合計 | 15,276人 | 5,025人 | 32.9% |

アンケート調査結果の詳細は、以下のページをご参照ください。

| | | |
|-------------------|--|---|
| 詳細結果URL 二次元コード | https://www.city.kita.tokyo.jp/ k-seisaku/bukatsu.html |  |
|-------------------|--|---|

(2) 回答結果

主な回答結果は以下のとおりです。なお、表中の着色は下表のとおりです。

| | | |
|-------|---------|-------|
| 35%未満 | 35%～64% | 65%以上 |
|-------|---------|-------|

※ 「上位10種目」と記載がある設問において、同一順位の種目が複数あった場合には、表中に10以上の種目が記載されている場合があります。

① 小学6年生：中学生になったら入ってみたい部活動は何か。

(ア) 運動部（上位10種目）

| 運動部 | 小学6年生 | 男子のみ | |
|-----|----------|----------|----------|
| | | 男子のみ | 女子のみ |
| 種目 | バドミントン | バドミントン | バドミントン |
| | バレーボール | バレーボール | サッカー |
| | サッカー | サッカー | 陸上競技 |
| | バスケットボール | バスケットボール | バスケットボール |
| | 陸上競技 | 卓球 | バレーボール |
| | ソフトテニス | 陸上競技 | ソフトテニス |
| | 軟式野球 | ソフトテニス | ダンス |
| | 卓球 | 軟式野球 | 卓球 |
| | ダンス | 剣道 | 軟式野球 |
| | 剣道 | 水泳 | 水泳 |

※ 進学先を北区立中学校とした回答について、進学先の北区立中学校に希望の部活動がない回答数を抽出しました。

(イ) 文化部（上位10種目）

| 文化部 | 小学6年生 | | |
|-----|---|---|---|
| | 男子のみ | 女子のみ | |
| 種目 | 吹奏楽・ブラスバンド・演奏 家庭 理科 美術 演劇 ボランティア 英語 合唱 eスポーツ・プログラミング・PC 茶道 鉄道 | 吹奏楽・ブラスバンド・演奏 家庭 理科 ボランティア 美術 演劇 英語 合唱 eスポーツ・プログラミング・PC 鉄道 | 吹奏楽・ブラスバンド・演奏 家庭 理科 美術 演劇 英語 合唱 ボランティア 茶道 華道 |

※ 進学先を北区立中学校とした回答について、進学先の北区立中学校に希望の部活動がない回答数を抽出しました。

| ポイント |
|--|
| <p>▶男女ともに、バドミントンや吹奏楽・ブラスバンド・演奏が多く、小学校のクラブ活動からの継続を希望する児童が多いと推察されます。</p> <p>▶運動部において、男女共通してバドミントン、バレーボール、サッカー、バスケットボール、男子は卓球、女子は陸上競技に需要が多くあることが分かりました。</p> <p>▶文化部において、男女共通して吹奏楽・ブラスバンド・演奏、家庭、理科、男子はボランティア、女子は美術に需要が多くあることが分かりました。</p> |

② 中学生：合同部活動や地域クラブ活動で入りたい部活動は何か。

(ア) 運動部（上位10種目）

| 運動部 | 中学生 | | |
|-----|--|---|---|
| | 男子のみ | 女子のみ | |
| 種目 | バドミントン ダンス 水泳 バレーボール 硬式テニス サッカー 野球 弓道 卓球 剣道 陸上 | バドミントン バレーボール 野球 サッカー 水泳 硬式テニス 卓球 陸上 剣道 空手 硬式野球 ハンドボール | ダンス バドミントン 水泳 硬式テニス 弓道 剣道 チアダンス 卓球 空手 柔道 |

※ 現時点で所属する学校にはない種目を抽出しました。

(イ) 文化部（上位10種目）

| 文化部 | 中学生 | | |
|-----|--|---|--|
| | 男子のみ | 女子のみ | |
| 種目 | 軽音 eスポーツ・プログラミング・PC 音楽 演劇 吹奏楽 茶道 料理 イラスト かるた 書道 合唱 | eスポーツ・プログラミング・PC 軽音 音楽 模型 ゲーム 茶道 ボランティア 料理 理科 鉄道 生物 カードゲーム 科学 | 軽音 演劇 音楽 吹奏楽 かるた 合唱 料理 イラスト 書道 家庭 茶道 調理 手話 写真 |

※ 現時点で所属する学校にはない種目を抽出しました。

※ 生徒の自由記述を可能な限りそのまま集計しているため、「軽音」、「音楽」、「吹奏楽」など類似する種目があります。

ポイント

▶男女ともに、バドミントン、軽音が多く、それらの部活動がない学校において需要が多くありました。

▶運動部において、男女共通してバドミントン、水泳、男子はバレーボール、野球、サッカー、女子はダンス、水泳、硬式テニスに需要が多くあることが分かりました。

▶文化部において、男女共通して軽音、eスポーツ・プログラミング・PC、音楽、男子は模型、女子は演劇、吹奏楽に需要が多くあることが分かりました。

▶また、現在所属している部活動を選んだ理由を問う設問において、選択肢「やりたいと思っていた部活動が学校になかったから（学校にある部活動の中から選んだ）」を選んだ数は158人で、回答者数に占める割合の11%でした。この調査結果で回答が多かった種目を始め、需要の受け皿の整備が課題となります。

- ③ 児童・生徒・保護者：部活動に求めるもの（児童・生徒）・部活動に期待するもの（保護者）

| | 小学6年生 | 小学6年生 保護者 | 中学生 | 中学生 保護者 |
|------------|-------|--------------|-----|------------|
| 楽しさ | 66% | 61% | 65% | 54% |
| 仲間との 交流 | 42% | 82% | 42% | 76% |
| 技術向上 | 30% | 25% | 39% | 31% |

※ 複数回答可の設問のため、回答者数における割合を記載しました。

| ポイント | |
|---|--|
| <p>▶児童・生徒は「楽しさ」、保護者は「仲間との交流」を多く選択しました。一方、「技術向上」は回答数の3割程度となりました。</p> <p>▶技術向上のみを目指すのではなく、楽しく仲間と交流する機会を部活動に求めていることが見受けられます。</p> | |

- ④ 児童・生徒・保護者：先生以外の資格のある指導者から専門的な指導を受けてみたいと思うか（児童・生徒）・教員以外の資格のある指導者から専門的な指導を受けさせてみたいと思うか（保護者）

| | 小学6年生 | 小学6年生 保護者 | 中学生 | 中学生 保護者 |
|-----|-------|--------------|-----|------------|
| 肯定的 | 62% | 87% | 65% | 79% |
| 消極的 | 17% | 3% | 17% | 7% |

肯定的な回答： 思う、やや思う

消極的な回答： 思わない、あまり思わない

| ポイント | |
|--|--|
| <p>▶児童・生徒は6割程度、保護者は8割程度が外部の専門的な指導を求めていることが分かりました。</p> <p>▶一方で、消極的な回答が児童・生徒に2割弱あり、一定数が現状に満足していることが伺えます。</p> | |

⑤ 児童・生徒・保護者：合同部活動や地域クラブ活動を選択してみたいと思うか。

| | 小学6年生 | 小学6年生 保護者 | 中学生 | 中学生 保護者 |
|-----|-------|--------------|-----|------------|
| 肯定的 | 55% | 87% | 57% | 86% |
| 消極的 | 16% | 9% | 25% | 9% |

肯定的な回答：どちらでもやりたいものがあるなら参加したい・させたい、合同部活動に参加したい・させたい、地域クラブ活動に参加したい・させたい。

消極的な回答：部活動に参加しない・しなくてよい、希望する部活動は自分の学校にないなら参加しない・しなくてよい。

ポイント

▶肯定的な回答が半数以上を占め、合同部活動や地域クラブ活動を肯定的に捉えていることが分かります。特に、保護者は肯定的な回答が多く、生徒が参加したい種目があれば、参加させたいという回答でした。

▶一方、中学生は25%が消極的な回答をしており、一定数が現状に満足していることが伺えます。

▶また、「分からない・答えたくない」を選択した児童・生徒が小学6年生28%、中学生17%おり、合同部活動や地域クラブ活動そのものの制度理解が課題となります。

⑥ 児童・生徒・保護者：他校の生徒と合同で活動することについてどう思うか。

| | 小学6年生 | 小学6年生 保護者 | 中学生 | 中学生 保護者 |
|-----|-------|--------------|-----|------------|
| 肯定的 | 54% | 87% | 58% | 84% |
| 消極的 | 29% | 10% | 32% | 12% |

肯定的な回答：合同で活動してみたい・合同での活動に賛成、どちらかという活動してもよい。

消極的な回答：不安がある、自校の生徒とだけ活動したい・活動してほしい

ポイント

▶肯定的な回答が半数以上を占め、他校の生徒との活動を肯定的に捉えていることが分かります。特に、保護者は肯定的な回答が多く、生徒が参加したい種目があれば、参加させたいという回答でした。

▶一方、児童・生徒は3割程度が消極的な回答をしており、一定数が不安を感じていたり、自校の生徒とだけ活動したいと感じていたりすることが伺えます。

- ⑦ 児童・生徒・保護者：合同部活動や地域クラブ活動にどのエリアまでなら参加してよいか。

| | 小学6年生 | 小学6年生 保護者 | 中学生 | 中学生 保護者 |
|------------------------|-------|--------------|-----|------------|
| 徒歩圏内 よりも広い エリアまで | 66% | 76% | 65% | 71% |
| 区内 | 19% | 12% | 18% | 14% |
| バス電車 | 20% | 17% | 18% | 15% |
| 自転車 | 27% | 47% | 29% | 42% |
| 徒歩圏内 | 9% | 20% | 14% | 22% |

ポイント

▶ 徒歩圏内よりも広いエリアまでを選んだ回答数が半数以上を占めました。中でも「自転車」を選択する割合が高く、自転車利用の安全性や会場での駐輪場確保が課題となります。

▶ 一方で、保護者は広域の移動に慎重で、「自転車」と「徒歩圏内」を選ぶ傾向が強く、より身近なエリアでの参加を希望していました。保護者の理解を得られるような会場確保が課題となります。

- ⑧ 保護者：地域クラブ活動への参加にあたり、年間いくらまでなら費用負担してもよいか。
- ⑨ 保護者：現在の部活動で年間いくらかの費用負担をしているか。

| 地域クラブ活動への参加 | | | 現在の部活動 | | | |
|---------------------|--------------|-------------|---------------------|------------|--------|-------------|
| 年額 | 小学6年生 保護者 | 中学生 保護者 | 年額 | 中学生 保護者 | | |
| 無料（0円） | 10% | 6% | 無料（0円） | 14% | | |
| 1円～ 12,000円 | 40% | 47% | 1円～ 12,000円 | 48% | | |
| 12,001円～ 18,000円 | 13% | 16% | 12,001円～ 24,000円 | 15% | | |
| 18,001円～ 24,000円 | 18% | 16% | 24,001円～ 36,000円 | 8% | | |
| 24,001円 以上 | 13% | 9% | 36,001円 以上 | 2% | | |
| 平均（約） | 年 額 | 18,500 円 | 17,900 円 | 平均（約） | 年 額 | 15,200 円 |
| | 月 額 | 1,550 円 | 1,490 円 | | 月 額 | 1,270 円 |

※ 平均額の算出にあたり、最大年額を48,000円と仮定しました。

| ポイント | |
|------|---|
| ▶ | 地域クラブ活動への参加にあたって「無料」を選択した割合は少ないことから、費用負担を許容する結果となり、平均額は月額1,500円前後でした。 |
| ▶ | 一番多く回答があった金額帯は、いずれも「年額1円～12,000円（平均月額1円～1,000円）」でした。 |
| ▶ | 中学生保護者は、地域クラブ活動への参加にあたって現在の部活動と同額程度以上の費用負担を許容する結果となりました。 |
| ▶ | この結果から、地域クラブ活動の運営費用を利用者負担のみでは賅うことができないため、それ以外から補う必要性が高いことが分かります。 |

- ⑩ 中学校教員：担当している部活動の数は。
 ⑪ 中学校教員：週7日あたりの担当している部活動への対応日数は。

| 中学校教員 | | | | |
|------------------------------|------|-----|-----|-----|
| 現在担当 している 部活動 | ある | | | ない |
| | 90% | | | 10% |
| 週7日 あたりの 部活動への 対応日数 | 4日以上 | 3日 | 2日 | - |
| | 50% | 13% | 17% | |

| ポイント |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 9割の教員が部活動を担当し、その内の半数が週4日以上対応していました。 ▶ 部活動以外の職務がある中で多くの時間を部活動に割いている実態が明らかになりました。 |

- ⑫ 中学校教員：部活動に負担を感じているか。
 ⑬ 中学校教員：今後、部活動に携わりたいと思うか。

| | 中学校教員 | | 中学校教員 | |
|-----------|--------|-----|---------------|--|
| | 部活動に負担 | | 今後、部活動に携わりたいか | |
| 感じるを含む回答 | 68% | 肯定的 | 30% | |
| 感じないを含む回答 | 20% | 消極的 | 51% | |

「感じる」を含む回答：感じる、どちらかというと感じる

「感じない」を含む回答：感じない、どちらかというと感じない

肯定的な回答： 思う、やや思う

消極的な回答： 思わない、あまり思わない

ポイント

▶負担を感じている割合が高く、今後部活動に携わることに消極的な回答が多かったことから、教員に大きな負担を強いていることが分かります。

▶一方で、負担に感じないという回答や今後も部活動に携わりたいという回答も一定数あり、双方の需要に応えられるような体制の構築が課題になります。

⑭ 中学校教員：部活動の地域連携や地域クラブ活動を進めるにあたっての印象は。

| | | 中学校教員 | |
|----------------|-----------------------------|--------------|-------------|
| | | 部活動の 地域連携 | 地域クラブ 活動 |
| 進めるべき を含む回答 | 教員の負担軽減になるため、進めるべき | 80% | 68% |
| | 生徒が専門的な指導を受けることができるため、進めるべき | 58% | 55% |
| | 生徒が学校外にも居場所ができるため、進めるべき | — | 21% |
| 抵抗がある を含む回答 | 外部の指導者が学校に入ることに抵抗がある | 9% | — |
| | 学校外の活動に不安がある | — | 11% |
| | 自分自身が部活動に携わりたいので、抵抗がある | 8% | 6% |

ポイント

▶ 「進めるべき」という回答が多くなりました。特に、「教員の負担軽減になるため、進めるべき」という選択肢を選ぶ教員が多く、負担軽減策として期待されていることが分かります。

▶ 一方、「抵抗がある」という回答も1割程度ありました。教員と指導者との連携を課題とする回答や、教員自身が携わり続けたいという回答もあり、指導者との連携体制の構築や兼職兼業制度の整備を進めていく必要性が明らかになりました。

- ⑮ 中学校教員：教員の代わりに部活動指導員や部活動指導補助員に指導してほしいか。
- ⑯ 中学校教員：休日だけでも地域クラブ活動として地域の団体に指導してほしいか。
- ⑰ 中学校教員：休日の地域クラブ活動に兼職兼業制度を利用して参加したいか。

| | 中学校教員 | | |
|-----|-------------------------|------------------------|---------------------|
| | 部活動指導員・部活動指導補助員に指導してほしい | 地域クラブ活動として地域団体に指導してほしい | 地域クラブ活動兼職兼業制度で参加したい |
| 肯定的 | 72% | 52% | 30% |
| 消極的 | 10% | 22% | 44% |

肯定的な回答：思う、やや思う、すでに部活動指導員または部活動指導補助員が配置されている

消極的な回答：思わない、あまり思わない

ポイント

▶部活動指導員や部活動指導補助員の指導、地域クラブ活動としての地域団体の指導に肯定的な教員が多く、教員の負担軽減を望む回答が多い結果となりました。

▶一方、教員が携わり続けることになった場合に教員の負担軽減にならないのではないかといった懸念や、教員自身が部活動に参加したいという回答がありました。教員の負担軽減を図りながら、生徒や指導に係る情報の連携と地域主体の運用の両立を目指すことが課題です。

▶また、兼職兼業制度について一定の需要があることから、制度の整備を進めていく必要性があります。

5. 部活動地域展開等に向けた課題やポイント

前述のアンケート結果から、下表のとおり課題を整理します。

〈主な課題とポイントまとめ〉

| 区分 | 課題 | ポイント |
|-----------------|---------------------------|-------------------------------------|
| 児童 生徒 保護者 | やりたかった部活動が学校にないこと | ・部活動の地域展開等の推進 |
| | 専門的な指導への要望 | ・指導者の確保 |
| | 他校生との活動に消極的な児童・生徒・保護者への対応 | ・段階的に地域展開等を進める ・制度理解の促進 |
| | 自校以外の活動場所への移動 | ・移動時の安全性と駐輪スペースの確保 |
| | 地域クラブ活動への費用負担 | ・適正な金額設定 |
| 教員 | 部活動への負担感 | ・外部指導者の導入 |
| | 地域展開等に抵抗がある教員への対応 | ・生徒の安全の確保 ・希望する教員が部活動に従事できる体制の構築 |

(1) 児童・生徒・保護者の課題

児童・生徒の希望する部活動が学校にないことや、専門的な指導への要望が高いことから、新たなスポーツや文化の活動機会が求められています。

一方で、他校生と合同での活動に不安を感じるという回答も少なからずあり、生徒が安心して活動できるような環境の整備や丁寧な周知をしながら、段階的に地域展開等を進めていく必要があります。

また、地域クラブ活動を導入する際、参加者の費用負担は、アンケート結果と他

自治体の設定額を参考に、適正な金額を設定しなければなりません。

(2) 教員の課題

部活動への負担を感じている教員は多く、中には部活動に携わりたくないと感じている教員も少なくありません。教員に代わる外部指導者の導入により、放課後や休日の部活動従事の負担軽減や他の職務に充てられる時間の確保が求められています。ただし、生徒の安全が図られるよう制度設計をしなければなりません。

一方で、自身が部活動に携わりたいという教員も一定数います。希望する教員が部活動に従事できる体制の構築が必要となります。

第3章 北区における部活動の地域展開等のあり方

1. 部活動の地域展開等の方向

前章で述べたとおり、部活動において、子どものニーズをすくい切れていないことや指導者の確保などが課題となっています。これらの課題に対応すべく、これからの時代にふさわしい部活動環境の整備を進めます。

(1) 生徒のニーズに合った活動機会の確保

学校ごとに活動できる部活動は様々であり、通う学校に入りたい部活動がない場合もあります。生徒数の減少や顧問教員の不足・異動などにより、部活動として成り立たせることが難しいという理由で、せっかく生徒がスポーツや文化活動に興味をもっていながら、それらに触れる機会を逃さないようにしなければなりません。

そのため、北区では生徒のニーズを把握し、生徒が本当にやりたい部活動に参加できるよう環境整備を進めます。

(2) 教員の部活動への負担軽減

部活動指導は、競技経験のない教員が指導しなければならなかったり、休日も含めた活動や大会の引率などが中学校教員の長時間勤務の主な要因としても考えられたりすることから、教員の負担軽減につながる実効性ある取組が求められています。

教員が働きやすい環境づくりのために、教員の部活動への意向を取り入れた運営環境の整備を進めます。

(3) 生涯にわたる活動の契機づくり

部活動の実施にあたっては、技術や能力向上に偏ることなく、「持続的に楽しく参加できる活動」を目指します。

人生100年時代を見据え、生涯にわたり興味を持ち続け、末永く継続できるよう、きっかけとなる機会の提供を目指します。

また、様々な特性や配慮を要する生徒であることにかかわらず、だれもが一緒に参加できる活動内容を提供できるよう努めます。

(4) 地域との交流促進による新たな価値の創出

部活動を支える環境に地域の主体が参画することで、地域における多様な人材や様々な世代との交流が促進され、地域のさらなる活性化と、生徒の豊かな人間性や創造性の涵養を図るなど、部活動に新しい価値が創出されることを目指します。

2. 部活動改革の方策

前項で挙げた4つの方向に向けて、「既存部活動の充実」と「地域クラブ活動の創設」を基本方針とし、部活動改革を進めます。

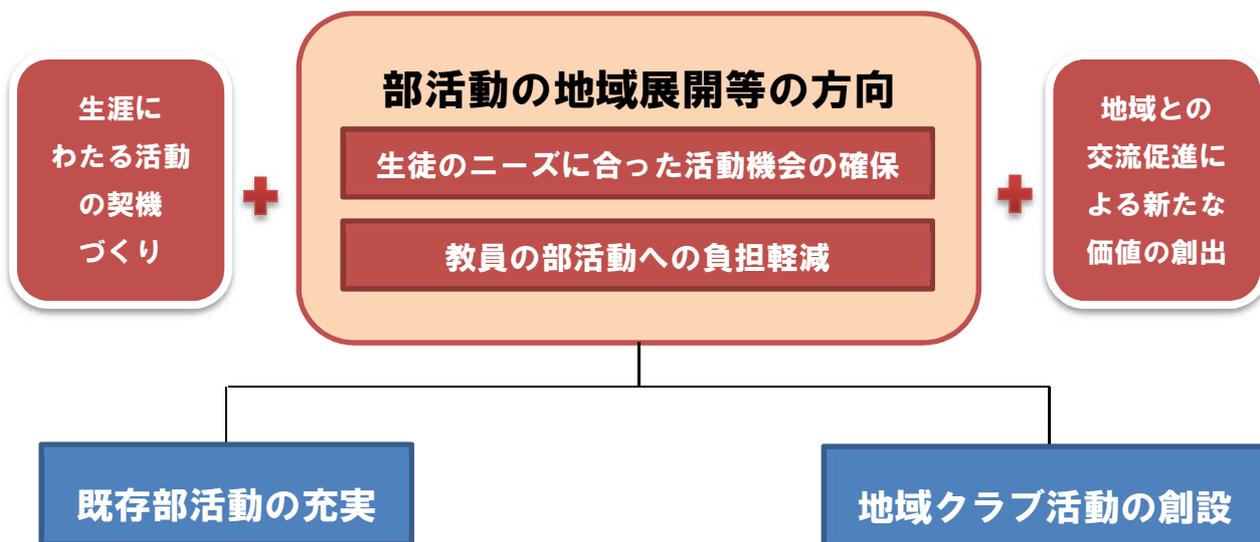
(1) 既存部活動の充実

アンケート結果のとおり、教員が部活動指導に大きな負担を感じていることから、既存部活動の中で学校が必要と認める部活動については、外部の指導者を適宜導入し、教員の負担軽減を図ります。加えて、人数が足りないために大会への参加や十分な活動ができない部活動や、指導者がいないために活動できない部活動については、近隣の学校と合同で部活動を実施できるよう学校間の調整を進めます。

一方で、部活動に熱意をもって取り組んでいる教員がいます。こうした教員による指導は、生徒の意欲や責任感、連帯感等、高い教育的効果を発揮することから、各校の部活動の状況を注視しつつ、部活動によっては従前の形態を維持することを検討します。

(2) 地域クラブ活動の創設

やりたかった部活動が学校になかったという意見や希望する部活動が進学予定先の中学校にないというアンケート結果から、現在の北区の部活動では、子どもたちのニーズをすくいきれていないことがわかります。区内の中学生がスポーツや文化活動に触れる選択肢を増やせるよう、子どもたちのニーズを把握したうえで、学校の枠を超えた地域クラブ活動の設置を順次進めます。



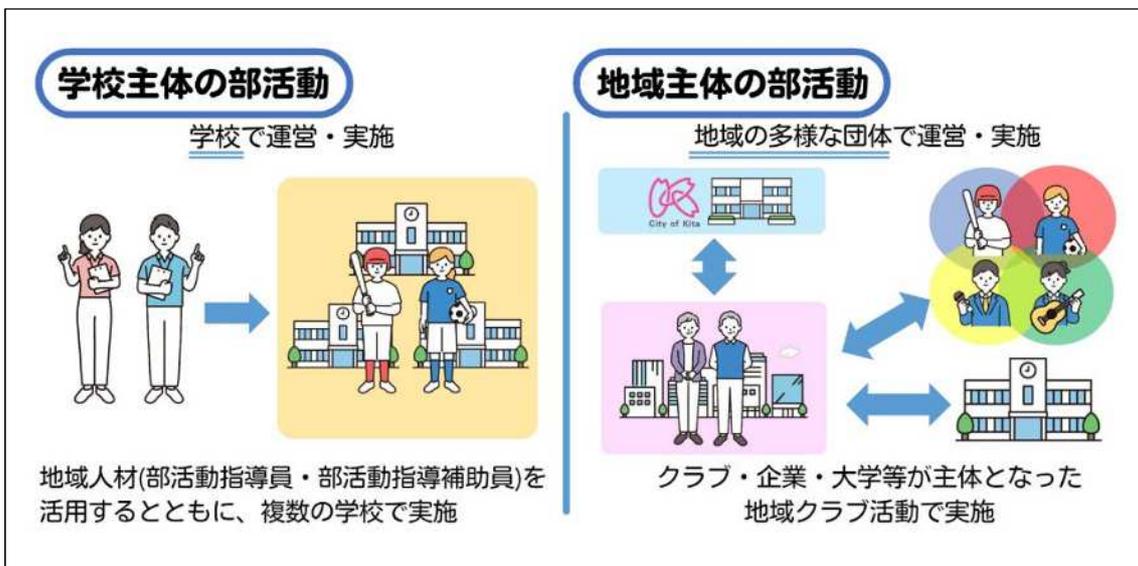
部活動改革の方策

(北区の部活動地域展開等体系図)

第4章 事業展開

部活動が、本来の目的を十分に果たすことのできるよう、また生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、部活動改革に取り組みます。

学校を主体とした部活動（部活動指導員・部活動指導補助員の拡充、合同部活動の実施）を充実していくとともに、**地域が主体となって実施する部活動**（地域クラブ活動）を導入します。



学校主体の部活動

位置付け

教育課程外の「学校教育活動」として、学校の責任下で行われる活動

| | |
|--------------|------------|
| 運営主体 | 学校 |
| 指導者 | 教員＋地域人材 |
| 参加者 | 生徒又は複数校の生徒 |
| 主たる会場 | 当該校の施設 |

地域主体の部活動（地域クラブ活動）

位置付け

社会教育法上の「社会教育」の一環として、地域クラブ活動の運営主体が行う活動

| | |
|--------------|------------|
| 運営主体 | 地域団体等 |
| 指導者 | 地域団体等のスタッフ |
| 参加者 | 区立学校の生徒 |
| 主たる会場 | 学校施設や公共施設等 |

1. 部活動指導員の拡充

部活動指導員は、運動部活動や文化部活動の指導、大会や練習試合の引率など部活動の運営・管理等の職務に従事しています。部活動指導員は、教員の働き方改革の一環として負担軽減を図るために、学校の要望を踏まえ、特に専門性の高い指導が必要となる部活動を中心に配置してきました。

部活動指導員は、人材の確保が課題となりますが、教員の働き方改革に資するとともに、生徒のニーズを踏まえ、現在ある部活動を可能な限り維持するため必要な人材です。アンケート結果において、教員以外の専門性の高い指導者から指導を受けたいという肯定的な回答の割合は、児童・生徒や保護者から高いニーズが見られることから、より一層の配置拡充を図る必要があります。

今後は、下の表のとおり部活動指導員の人数を拡充し、区全体として、各中学校に2名の配置を目指します。

なお、令和9年度以降は、部活動の持続可能な運営体制を維持するための人材確保を確実にいき、学校側が望む部活動種目の指導員を適材適所に配置できるように、民間企業、スポーツ団体等の人材を活用した配置も検討します。

<部活動指導員拡充予定>

| 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|---------------|---------------|---------------|----------|
| 4名拡充 累計16名 | 2名拡充 累計18名 | 2名拡充 累計20名 | 民間委託等を検討 |

2. 部活動指導補助員の拡充

部活動指導補助員は、専門的な知識や技能を用いて顧問教員の指導方針のもとに適切な指導・協力ができる、学校長が指導依頼をした者であり、中学校で顧問教員や部活動指導員の補助を行っています。部活動指導員とは異なり、補助員単独での学校外の活動（大会・練習試合等）の引率等はできませんが、顧問教員や指導員との同行は可能としており、生徒に対する専門的な指導など、部活動の円滑かつ効率的な推進に寄与しています。

あくまで指導補助を行う人材のため、部活動の実施には顧問教員の関与が一定程度残るものの、部活動指導員と同様に部活動の休部や廃部を防止することによる生徒の部活動参加の機会確保や、教員の負担軽減に向けて、さらなる部活動指導補助員の拡充を進めていきます。

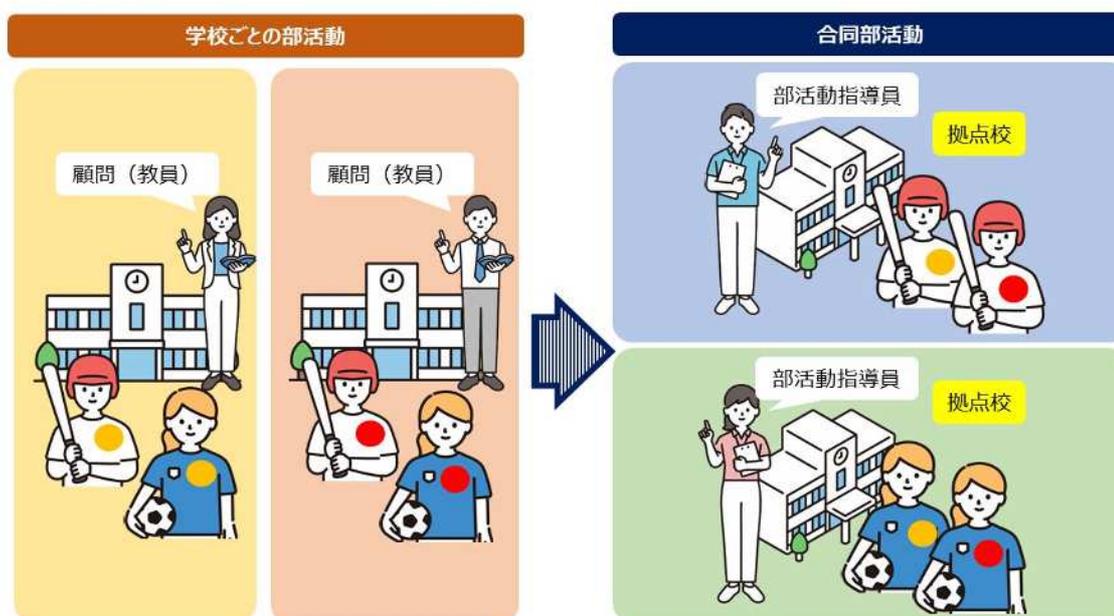
3. 合同部活動の実施

部員数が競技実施人数に満たない部活動は、運営ができないため、休部等の処置をとらざるを得なくなります。

このため、休部等を可能な限り防ぎ、現在ある部活動を維持するため、中学校の部活動については、合同で部活動を実施できる体制を整備し、「合同部活動」として実施していきます。

どの種目の部活動を合同にするかは、生徒のアンケート結果を参考にするなど、各校の実態を踏まえて決めます。

合同部活動の指導者は、教員、部活動指導員、民間企業や各団体からの指導経験のある人材を想定しています。ただし、教員については、負担軽減を図る観点から本人の意向を踏まえた上で判断します。



(合同部活動イメージ図)

4. 地域クラブ活動の導入

地域クラブ活動は、社会教育法上の「社会教育」の一環として実施される学校外における活動であり、地域クラブ活動の運営主体が行う教育活動です。

区は、子どもたちがスポーツや文化活動に触れる選択肢を増やせるよう、地域クラブ活動を導入します。

(1) 活動内容

アンケート結果に基づき、生徒からニーズの高い種目を対象として、地域クラブ活

動を順次設置します。子どもたちは学校の枠を超えて、地域クラブ活動に参加することにより、新しい活動に触れるとともに他校生との交流を深めることができます。

また、令和5年度から、地域クラブとして中学校体育連盟主催の大会参加が可能となる仕組みが整備されたことを踏まえ、大会にも参加できるよう支援していきます。

ただし、学校部活動と地域クラブ活動の両方から大会参加が求められた場合は、生徒の意思を尊重します。

(2) 対象者

地域クラブ活動の導入にあたって、参加可能とする対象者は、区内の区立中学校の希望生徒に対象を限定します。

すでに学校部活動に所属している生徒も参加可能とするとともに、様々な特性や配慮を要する生徒も参加できるよう仕組みを構築していきます。

地域クラブ活動が定着し、安定的な運営が見込まれるようになった際は、区内在住・在学の国・公立・私立中学生や小学校高学年児童などへ、対象拡充を図ることを検討します。

また、地域クラブ活動は、学校単位の活動から地域の活動へと、範囲の制約なく活動できる利点を踏まえ、区境の生徒が隣の区の活動に参加できるよう、近隣区と連携を図ることも検討していきます。

(3) 活動時間

導入初期にあたっては、原則として休日を中心に、週1日活動することとします。

実施状況を見ながら、平日も実施するなど、活動日数を増やしていきます。

なお、国のガイドラインを踏まえ、生徒の心身の成長に配慮し、健康に生活が送れるよう休養日等を設置します。

〈適切な休養日等の設定（国ガイドラインより）〉

休養日

- ・週当たり2日以上 of 休養日を設ける
(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上)
- ・週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える
- ・長期休業中は、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける

活動時間

- ・平日は長くとも2時間程度
- ・学校の休業日は長くとも3時間程度

(4) 活動場所

区内における区立小・中学校をはじめ、区立体育館、文化センター、地域団体や民間事業者等が有する施設等を想定しています。

また、多くの活動場所で多様な種目を実施できるよう、区内の大学や私立中学校と連携・協力を図ることを目指していきます。

(5) 運営主体

運営主体の団体は、国のガイドラインに従い、その団体の管理責任のもと、指導いただきます。受け皿となりうる地域団体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学などが想定されます。

(6) 指導者

指導者には、中学生のクラブ活動としてふさわしい専門性や資質・能力が求められます。

また、各団体の指導者には、技術指導力のみならず、良好な関係を築くためのコミュニケーション能力や、参加者の意見を引き出しつつ合意形成を図るファシリテーション能力など、指導者として必要な資質が求められます。

そのため、教育的意義や体罰などのハラスメント根絶などに関する研修の受講を義務づけることとし、適切な指導ができるよう体制を構築していきます。また、指導の質の確保のため、外部機関による指導者養成制度の構築も検討していきます。

さらに、教員等が地域クラブ活動の指導者を希望する場合、各校長への相談を経て、教育委員会に兼職兼業許可を申請し、報酬を得ながら指導できるよう仕組みを整えます。

(7) 事故防止や緊急時の連絡体制

運営主体には、事故防止に向けた安全対策や健康面の配慮を求めます。

また、緊急時には保護者や行政等への速やかな連絡の徹底を求めます。

(8) 運営経費

区から運営主体に対して、運営費の支援を行います。

また、地域クラブ活動の参加者は、活動参加にあたって、会費を負担することとします。運営主体は、参加者から徴収した会費について、運営費の一部に充当とします。なお、会費は、可能な限り低廉な会費の設定に努めます。

将来にわたる持続可能な活動に向けては、公費や参加費以外の財源確保も課題となってきます。そのため、区では、企業等からの寄付等の活用体制の整備なども検討していきます。

(9) 保険の加入

地域クラブ活動は学校外の活動となるため、学校部活動では対象となる日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の適用外となります。

そのため、運営主体は、指導者や参加する生徒等に対して、ケガや事故等を補償する保険や、個人賠償責任に加入することとします。

(10) 関係者との関係構築

部活動の実施にあたっては、学校・家庭・地域の相互連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていく必要があります。区は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等について、学校等を通じて生徒や保護者に周知するなど、生徒が自分にふさわしい活動を選べるようにします。また、関係する団体と定期的に情報共有・連絡調整を行う機会を設定します。

運営主体は、年間の活動計画や毎月の活動計画を策定し、公表することとします。

5. 今後のスケジュール

部活動地域展開等の取組として、まずは、休日の活動を中心とした地域クラブ活動を新たに導入します。

令和7(2025)年度に運動部1部活動及び文化部1部活動を設置し、令和8(2026)年度以降は、順次運動部1部活動及び文化部1部活動ずつ設置します。

また、部活動指導員、部活動指導補助員の拡充及び合同部活動の充実についても、推進してまいります。

部活動改革～当面の目標～

| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------------|-----|---------------|---------------|------------|------------|------------|
| 部活動指導員 | | 2名拡充 累計18名 | 2名拡充 累計20名 | 拡充 | 拡充 | 拡充 |
| 部活動指導補助員 | | 拡充 | 拡充 | 拡充 | 拡充 | 拡充 |
| 合同部活動 | | 推進 | 1部活動 実施 | 推進 | 1部活動 実施 | 推進 |
| 地域 クラブ 活動 | 運動部 | 1部活動 設置 | 1部活動 拡充 | 1部活動 拡充 | 1部活動 拡充 | 1部活動 拡充 |
| | 文化部 | 1部活動 設置 | 1部活動 拡充 | 1部活動 拡充 | 1部活動 拡充 | 1部活動 拡充 |
| | 累 計 | 2部活動 | 4部活動 | 6部活動 | 8部活動 | 10部活動 |

参考資料

1. 検討会議

「北区教育ビジョン2024」の重点事業に、「中学校部活動の地域連携の推進」を掲げ、中学校の部活動について、生徒の多様なニーズに対応した「スポーツ・文化芸術活動の機会確保」に向けて、検討を進めてまいりました。

令和6年6月に「北区立中学校部活動地域連携検討会議」を設置し、持続可能な部活動環境の構築に向けた課題を整理するとともに、対応すべき方策をとりまとめました。

〈北区立中学校部活動地域連携検討会議 委員名簿〉

| 役職 | 氏名 | 所属・所属先役職等 |
|-----|--------|--|
| 会長 | 楠田 健太 | 東京藝術大学 演奏藝術センター 准教授 |
| 副会長 | 谷塚 哲 | 東洋大学 健康スポーツ科学部スポーツ科学科 講師 |
| 委員 | 名取 秀康 | 中学校長会 代表（稲付中） |
| 委員 | 宮澤 伸次 | 中学校体育協会 理事長（飛鳥中） |
| 委員 | 田草川 昭夫 | 東京都北区体育協会 専務理事 |
| 委員 | 神原 清 | スポーツ推進委員 王子地区会長 |
| 委員 | 遠藤 ひでみ | 北区文化振興財団 事務局長 |
| 委員 | 伊藤 雅規 | 北区立中学校PTA連合会 会長 |
| 委員 | 太田 和哉 | 東京ヴェルディ株式会社 女子事業推進部ディレクター |
| 委員 | 常田 幸良 | 城北信用金庫 コミュニケーション開発事業部 スポーツディレクター / 城北アスリートクラブ |
| 委員 | 伊澤 玲 | Palette Works LLC代表 |

〈開催経過〉

| | 開催日 | 検討内容 |
|-----|-----------|---|
| 第1回 | 令和6年6月27日 | 委員の選任 推進計画について アンケート（児童・生徒・保護者・教員）の 内容について |
| 第2回 | 8月22日 | 計画策定の基本的方向について アンケート（児童・生徒・保護者・教員）の 結果について |
| 第3回 | 10月31日 | 推進計画（案）について |
| 第4回 | 令和7年2月27日 | 推進計画の策定について |

〈北区立中学校部活動地域連携検討会議設置要綱〉

6 北教教政第 1 1 2 6 号
令和 6 年 4 月 2 4 日 教育長 決 裁

(設置)

第 1 条 北区立中学校（義務教育学校後期課程を含む。以下同じ。）が実施する部活動（以下「部活動」という。）の地域連携を推進することにより、生徒の多様なニーズに合ったスポーツ又は文化芸術活動の機会を確保し、部活動の質を向上させるとともに、部活動に伴う教員の負担軽減を図ることを目的として、持続可能な部活動の実現に向けた諸課題の整理及びその対応策について助言を得るため、北区立中学校部活動地域連携検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討会議は、次の事項を行う。

- (1) 部活動の地域連携に関する推進計画（以下「推進計画」という。）の策定における検討の方向性に係る助言及び提案に関すること。
- (2) その他区立中学校部活動の地域連携に関し教育委員会が必要と認める事項。

(構成)

第 3 条 検討会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2 名以内
 - (2) 学校部活動に関して知見を有する者 2 名以内
 - (3) スポーツ団体の代表者 2 名以内
 - (4) 文化、芸術団体の代表者 2 名以内
 - (5) その他教育長が適当と認めた者 4 名以内
- 2 前項の委員は、教育長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から推進計画策定の日までとする。

- 2 委員が欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 検討会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、検討会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第6条 検討会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、教育長がこれを行う。

- 2 検討会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 検討会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。
- 5 会長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 委員（会長である委員を除く。以下同じ。）は、委員が指名する者を代理で会議に出席させることができる。
- 7 検討会議は原則公開とする。ただし、会長が認めた場合は非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 検討会議の事務局は、教育振興部教育政策課とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月24日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、推進計画策定の日限り、失効する。

付 則（令和6年6月5日付6北教教政第1311号教育長決裁）

この要綱は、令和6年6月5日から施行する。

2. 事務局

北区の部活動地域展開等を担当する部署は、以下のとおりです。

| 部 局 | 所 属 | 役 割 |
|-------------------|------------------------------------|-------------------------------------|
| 教育委員会事務局 教育振興部 | 教育政策課 (TEL 03-3908-9279) | ・ 推進計画の策定 |
| | 学校支援課学校支援係 (TEL 03-3908-9293) | ・ 部活動指導補助員 |
| | 生涯学習・学校地域連携課 (TEL 03-3908-9323) | ・ 地域主体の部活動 (地域クラブ活動) ・ 協議会の開催 |
| | 教育指導課指導係 (TEL 03-3908-9287) | ・ 学校主体の部活動 ・ 部活動指導員 |

(画像提供)

- ・ photo AC
- ・ ソコスト